

総務文教委員会

令和5年9月13日(水)

日 時 令和5年9月13日(水) 午前10時00分開会—午後4時13分閉会

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 早川委員長、瀧見副委員長、大里、中原、谷地、谷崎、出口、竹原

欠席委員 なし

傍聴委員 松尾、坂原、奥野、道工

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長

古橋教育長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長、相馬財政改革部長

小川教育委員会事務局教育次長

廣田まちづくり戦略室理事

寺田まちづくり戦略室危機管理監

栞山総務部理事兼財政改革部理事

寺田まちづくり戦略室企画地方創生監

岩田教育委員会事務局理事、森総務部副理事、内山財政改革部副理事

川島まちづくり戦略室副理事、中田会計室副理事会計課長

松井教育委員会事務局副理事、蟻馬議会事務局副理事

岡田企画政策推進担当課長、米原人権推進課長、種畑税務課長

保田教育委員会事務局指導課長

事務局 増田事務局長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

早川委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は8名。全員出席です。

理事者については、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いします。

初めにお諮りします。ただいま、連絡を受けました傍聴許可申し出に対して、許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 傍聴を許可します。

案件1、9月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件8件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第37号「令和5年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について担当課からの説明を求めます。なお、説明者については、こちらからは指名をしませんので、所属部署と氏名を言ってから、順次説明を進めてください。

それでは、説明をお願いします。

松井教育委員会事務局副理事 それでは、総務文教委員会資料の1ページをご覧ください。

「令和5年度岬町一般会計補正予算（第5次）」のうち、総務文教委員会に付託されました予算につきましてご説明いたします。

まず、歳入予算からご説明させていただきます。

19寄附金、1寄附金、小学校費寄附金といたしまして32万5,000円を増額補正するものです。内容といたしましては、みさき公園、青葉台の子ども会

が、令和5年3月末で解散したことに伴い、旧青葉台子ども会様より、淡輪小学校に対し、図書購入用といたしましていただきました寄附金32万5,000円を小学校教材費に充当するものです。

内山財政改革部副理事 続きまして、20繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、6,859万2,000円の増額補正を行うものでございます。内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源を計上するものでございます。

森総務部副理事 続きまして、20繰入金、2特別会計繰入金、多奈川財産区特別会計繰入金としまして、500万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳出でご説明申し上げますが、朝日地区のり面改修工事に充当するものです。

内山財政改革部副理事 続きまして、21繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして568万5,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、令和4年度決算の確定に伴い、当初予算との差額を計上するものでございます。

森総務部副理事 続きまして、23町債、1町債、総務管理債として370万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳出でご説明申し上げますが、朝日地区のり面改修工事に充当するものです。

内山財政改革部副理事 続きまして、臨時財政対策債といたしまして、1,723万1,000円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、臨時財政対策債は、国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源が不足した場合に、その一部を地方公共団体が起債をするもので、その償還の全額が地方交付税で措置されるものです。

令和5年度につきましては、地方交付税の原資となる国税の増収によって、臨時財政対策債の借入額が減少になったことに伴い、当初予算との差額を計上するものでございます。

以上、当委員会付託分歳入計といたしまして、6,607万1,000円の増額補正を行うものでございます。

蟻馬議会事務局副理事 続きまして歳出です。委員会資料の2ページをご覧ください。

1 議会費、1 議会費、議会研修費といたしまして、47万8,000円を増額補正するものです。

内容としましては、委員視察研修を実施するために必要な経費としまして、費用弁償15万6,000円。特別旅費2万2,000円。高速道路使用料2万円。バス借り上げ料23万2,000円、各種研修会等参加負担金4万8,000円を増額補正するものです。

森総務部副理事 続きます、2 総務費、1 総務管理費、普通財産管理費としまして1,000万円の増額補正を行うものです。

資料3ページの箇所図とあわせてご覧ください。

内容としましては、朝日地区町有地のり面の一部において、ブロックで整備されていない箇所があり、その箇所の強度を確保するために、張ブロック積み工、面積57.1平米、重力式擁壁工、延長11.8メートル等のり面改修工事を行うものです。工事予定の箇所は、元は住宅が建っていたため、周囲のり面と違って、大きな擁壁によって背後地を支える状況であり、構造的に問題がある箇所となっております。

朝日地区のり面については、別の箇所で変状が見られたことから、平成28年度に補強工事を実施した経緯もあり、担当課としては、この箇所の対策について検討していたところです。

また、令和3年6月には、大阪市西成区で住宅街のり面が崩れ、その上にあった民家4件が相次いで崩落する事象が発生し、令和4年5月にも、横浜市で住宅地のり面が崩れて、住民に避難指示が出されるなど、住宅地のり面の崩落事故が続いており、また、地元住民の方からも、り面に対する不安を相談されていることもありまして、この箇所についての補強を進めていく必要を認識したところです。

本工事には、事業費の2分の1相当額の500万円の繰り出しをすることについて、多奈川財産区管理会のご承認をいただいております。

続きます、集会所管理費としまして、42万9,000円を増額補正を行うものです。

内容としましては、淡輪14区集会所、1階の男子トイレ1基、女子トイレ2基、多目的トイレ1基の、合計4つの便器について、ウォシュレット便座に改修

を行うものです。

種畑税務課長 続きまして、2徴税费、町税過誤納償還金費227万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、本年4月から8月の間で、96件、464万1,000円を支出しており、個人及び法人町民税の申告に伴う更正や、配当割・株式譲渡等所得割控除に係る控除超過に係る過誤納償還金の支出が増加したため、決算見込み額について算定したところ、不足額が生じるため、増額補正をお願いするものです。

松井教育委員会事務局副理事 続きまして、10教育費、2小学校費、小学校教材費といたしまして32万5,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、旧青葉台子ども会様よりいただきました寄附金32万5,000円を淡輪小学校の図書購入費に充当するものです。

以上、当委員会付託分、歳出合計といたしまして、1,350万2,000円を増額補正するものです。

森総務部副理事 続きまして、地方債補正としまして、起債の目的、町有地のり面整備事業、限度額370万円として追加をするものです。

内山財政改革部副理事 続きまして、地方債補正変更につきましては、起債の目的である臨時財政対策債につきましては、補正前の限度額5,000万円から、補正後の限度額3,276万9,000円へ、地方債限度額を変更するものでございます。

令和5年度岬町一般会計補正予算（第5次）につきましては、以上となります。

早川委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の全部に書いてあるのだけれど、多奈川の朝日地区のり面改修工事について、説明をお聞きしました。安全性の確保というのは、大事なことで、最小限やるべきことだと思っているのですが、これは安全が確保されるというのは、3ページの写真で擁壁工で固められているという状況の写真がありますが、これと同じような状態にまたなるのか、その左右でブロックが積んでありますが、それと同じような形状になるのか、完成後というか、どういう工事なのか教えてほしいということと、それから安全が確保された後、何か活用についてお考えがあるのであれば、お聞きしたいと思います。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 中原委員のご質問にお答えします。

3 ページに写真を掲載しておりますけれども、工事の内容としましては、この現在擁壁になっているところについて、左右と同じようにブロックを積んで、おおむね左右と同じような形状になるというふうにご認識いただければと思います。

二つ目のご質問、こののり面の活用というところですが、現在のところのり面について、何か活用する手法は考えておりません。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 私からも、こののり面の工事についてお伺いします。

今回、さきほどご説明のとおり、耐久性というところで安全確保ということかと思うのですが、この箇所以外に、のり面の耐久性というところで、懸念される箇所はないのか、これを機にそういったことを調べられたのかどうかというのを回答お願いします。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 こちらの朝日地区ののり面につきましては、以前に大規模な調査を行っておりまして、地質調査等を行った上で、のり面の強度に問題があるというところには、グラウンドアンカー工法という形でくいを打っております。それは危ない箇所というのを調査した上で、その箇所を工事しておりまして、それ以外の箇所については、おおむね安全だという調査結果が出ておりますので、今のところこれ以上新たに工事が実施するという計画はございません。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 今のご説明は朝日地区に限ったお話になるかと思うのですが、それ以外の地区とかでも、何かしら調査はなされたのでしょうか。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 谷地委員のご質問にお答えをさせていただきます。

他の地区ののり面について、今回の補正予算に合わせて再調査したというような状況はございません。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 最初にご説明のあったとおり、ほかの市町でのり面崩落という、そういう事案が発生しているということなので、今回の補正予算の中では含まれていないと

ということですが、実際想定されていない箇所で起きたってということにならないように、今後の要望にはなるのですけれども、ほかの部分にもそういった危険な箇所がないかというところは、点検はされたほうがいいかと思うので、こちらには要望にとどめておきます。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 2点ほど教えてほしいのですが、のり面にして平地はなくなるということなのですね。近隣から平地の駐車場利用とかの申し込みもあったように思いますが、それもなくなるということですね。

もう一点ですね。この工事の予算が財産区から2分の1と出ているのですが、これは何か財産区との取り決めがあるのですか、基準が。もっと出させたらいいのではないのかと。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 谷崎委員のご質問にお答えをさせていただきます。

財産区からの繰り入れについては、財産区委員会との協議の上で、負担額を決定したところなんですけれども、なかなか1,000万円全額というのは、ちょっとご理解得られなくて、半分、2分の1というところで、今回は繰り出しをお願いしたところですよ。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 財産区の在り方がどうなるかは問題があると思うのですけれども、淡輪で4,000万円、深日で2億、多奈川で1億5,000万円弱の残額があったと思うんですよ、たしか。それで、もう少し財産区のお金を使うような努力を、協議を重ねたほうがよろしいかと思しますので、希望いたします。

早川委員長 ほかに質疑はありませんか。

瀧見副委員長。

瀧見副委員長 1点伺いたいと思います。委員会資料2ページの町税過誤納償還金、これは要するに、間違っただけで納付したという形で納税者にご返却されると思うのですけれども、その間違っただけの要因等を詳しく教えていただけますでしょうか。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 過誤納償還金、字のとおり、誤ってというような形で見えるんですけども、大半が後から出てきた申告に伴う更正という形になりますので、例えば確定申告

で控除が漏れていた分を、翌年度とか翌年度以降に出されたもの。で、あとは法人の申告で、予定申告と確定申告での差額とかっていうものが要因になりますので、後から出てきたものによって更正が生じて、それに伴ってお金を返しているということになります。

早川委員長 瀧見副委員長。

瀧見副委員長 特に間違いがあつたから、納税者に返すというわけではないわけですね。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 そうですね、後から出てきた資料に伴っての更正で返しているという認識です。

瀧見副委員長 了解しました。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 すみません、訂正です。財産区基金ですけれども、淡輪が約1,000万円で、深日が約2億円、多奈川が1億4,000万円ですか。

早川委員長 よろしいですか。ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第37号「令和5年度岬町一般会計補正予算(第5次)について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

早川委員長 満場一致であります。

よって、議案第37号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第41号「令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について担当者からの説明を求めます。

森副理事。

森総務部副理事 委員会資料4ページをご覧ください。

令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第一次）の件につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに歳入についてご説明をさせていただきます。

4繰入金、1基金繰入金、深日地区財産区基金繰入金としまして183万7,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、歳出でご説明させていただきますが、水路維持管理工事に充当するための財源調整です。

次に歳出です。

1財産費、1財産管理費、維持管理費としまして183万7,000円の増額補正を行うものです。

資料5ページの箇所図とあわせてご覧ください。

内容としましては、6月2日の台風2号の影響による豪雨により、深日財産区有地内の水路護岸が約23メートルにわたりえぐられたため、損傷箇所にごんかごを設置するものです。

以上、当委員会付託分としまして、歳入歳出ともに計183万7,000円の増額補正を行うものです。

早川委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 よく聞こえなかったのでお尋ねするのですが、私はもうとにかく、工事とかは余り明るくないもので、よくわからないのですが、この写真も白黒で、カラーにしたら高くなるから白黒でいいのだけれど、どういう状態になっていて、何を設置することでどうなるのか、ちっともよく、イメージが出来なくて、もう少し詳しく教えてほしいということが一つと、それから財産区有地ということなので、これは、どういうふうにして発見されたのかと素朴な疑問ですね、例えば集中豪雨があったとか、台風があったとか、そういうことがあったら、その後を財産区の管理委員の皆さんが点検して回ったりするのかなとか思っています、どういうふうにして発見されたのかなと思い、参考までにお尋ねするものです。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

5ページの写真で、ちょっと白黒でわかりにくいんですけども、水路にもともとブロックの護岸みたいなのがあったんですけども、それが倒れております。で、護岸がえぐられているという状況で、工事の内容としましては、えぐれたところをふとんかごといいまして、金属の網の中に石を入れたものを、河川なんかでよく見られると思うんですけど、そういったものを幾つか置いていくという形で、で、護岸を修復するという工事になっております。

もう一つご質問、この状況を、発見された状況ということですけども、台風に伴う豪雨があつてですね、その後、財産区の委員の方が巡回した時に、水路の護岸が崩れているというのを発見したという状況です。

早川委員長 中原委員。

中原委員 詳しく教えていただいております。

イメージが湧きましたけれども、もともとは擁壁とは言わないのかな。コンクリートの何かがあったということがわかるのですが、要は、復旧という作業ではなく、ふとんかごを設置するということが必要だということなのではないでしょうか。前にあった状態と同じように復旧するのでは駄目だということなのではないでしょうか。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 このブロックですけども、これは水路護岸全てについているというわけではなくて、一部分そういう箇所があるというところで、それが崩れているんですけども、ほかの大部分についてはですね、土があらわれて護岸が崩れている状況です。で、これをまた土でもって原状復旧するという形をとりますと、また大雨降ったときに、またその土砂があらわれてまた同じことが起こり得る可能性がありますので、崩れたところについては、ふとんかごを設置して、今後、護岸が崩れないようにするという対策工事を実施するものです。

早川委員長 中原委員。

中原委員 状況がよりよくわかってまいりました。ほかの箇所で危険なところはないのか、また同じようなことが発生したときに、大雨とかで、崩れてきそうなところがあるのだったら、この機会に一遍にやってしまったほうがいいのかなとか、素人考えで思ったのですが、パトロール中ではここも危ないとかいうところはなかった

という報告と理解したらのいいですね。うなずいておられるので結構です。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第41号「令和5年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

早川委員長 満場一致であります。

よって、議案第41号は、本委員会において可決されました。

議案第42号「令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件については本議会で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第42号「令和5年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)につ

いて」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

早川委員長 満場一致であります。

よって、議案第42号は、本委員会において可決されました。

議案第46号「岬町財産区管理会条例の一部改正について」を議題とします。

本件については本議会で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 本会議でご説明をいただいたところでありますけれども、平たく言うと、町内に3つある、淡輪、深日、多奈川の財産区の管理会の委員さんは、それぞれ7人となっているけれども、淡輪が先ほど谷崎委員からもあったとおり、持っているお金が少ないし、今後増えていくという見通しもなかなか厳しい状況にあると思うんですね。

それで経費節減のために委員さんを減らそうということなのかと思って見ているのですけどね。これは何人に減らそうというお考えなのか、もちろん管理会の委員の皆さんのお考えがあつてのことかと思うのですが、まずそこから聞きましょうかね。その何人にとということと、それから、ほかの方法はいろいろご検討になったのではないかと思うのですけれども、ほかの方法での解決というのは、難しいということであつたのか、その検討の中身ですね、こういう提案に至る経過についてお聞きしたいと思います。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

財産区につきましては、来月10月1日をもって、管理会委員の任期が満了することになっております。で、また新たな4年の任期が発生するんですけども、その中で淡輪のほうでお二人、もう高齢ということもあつて、退任したいという方が2名いらっしゃいました。で、その中で後任の方を探していただいたんですけども、なかなか後任の方が見つからないと、で、淡輪財産区のほうから、退任する方の補充はもうなしということで結論をいただきまして、そうなってくると、7人が5人になってくるということなので、こちらについて条例を改正しないと、

7人というふうな人数を書いていますので、7人以内と改定をしたというところ
です。経費節減だけでなく後任の方がいらっしゃるというところも、一つ大
きな原因という形になろうかと思えます。

早川委員長 西部長。

西総務部長 今、担当課長のほうからもご説明したところですが、淡輪財産区については、
深日、多奈川の地区と異なりまして、安定的な収入がなく、管理会の運営につ
いては、必要な財源を基金を取り崩して運営している状況です。

先ほど谷崎委員からありましたように、令和4年度末の財産区の基金は940
万円ほどということで、令和4年度で基金415万円ほどを取り崩しております
ので、このペースでいくと、2年ほどで、基金がなくなってしまうということに
なってしまう。そうすると、財産区を運営することが困難な状況になる中で、
我々としては、令和5年度の予算は、かなり削減をさせていただいております。
ただそれでもやはり、持続的に財産区管理会を運営していくためには、安定的な
組織にする必要があるその中で、今、課長が言うように、2名の方が今回退職を
したいと、高齢を理由として委員を退きたいというお話をいただいたというこ
とで、我々としても、持続的な運営をしていくためには、固定経費をとりあえず抑
えていかなければいけないという中で、財産区の管理委員会の方ともお話をさせ
ていただいて、5名の体制であっても運営は可能であろうということを受けまし
て、今回、淡輪財産区については、最終日にご提案をさせていただきますけども、
5名の委員の提案をさせていただくということで、今の条例が定数が7名となっ
ておりますので、それでは問題があるので、条例を改正させていただいたとい
うのが趣旨でございます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 事情はわかりました。西部長の説明でも、5人でも運営は可能だろうとい
うことで、やむなしという判断をお聞きしたところです。

いろんな財産区有地の管理とか、いろんなことがあるかと思うのですが、そこ
は大丈夫だと判断されたというふうに受けとめていいということですね。ご無理
のないようにしていただきたいと思えます。

早川委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷崎委員。

谷崎委員 財産区について、定員ですけど、複数名かつ7名以内とすべきではないのですかね、書きぶりとしては。それとも一つですね、財産区の長は、形式上、町長になっていましたか。だから財産区が、もしこういう解散となった場合は、何が変わってくるのですかね、固定資産税がなくなるだけですか。ちょっとその後を知りたいのですが。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 条例の第2条ですね、7人以内をもって組織するという記載方法で問題はないかと思っておるんですけども、あと、財産区の管理者につきましては、委員おっしゃるように、岬町長となっております。で、もし解散すると、当然、財産区がもっている土地等をですね、いろんな手続が必要になってくると思いますけども、そちらを岬町名義にかえるなりとかですね、そういった手続が必要になってくると思います。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 固定資産税は財産区では発生するのか、しないのか。

早川委員長 西部長。

西総務部長 財産区については、御存じいただいているとおり、昭和30年に町村合併したときに、旧町村のもっていた財産を、そのまま地区の財産として残したというのが経緯になっておりますので、そもそも固定資産というのは発生しております。先ほど森が言いましたとおり、最終的に解散するとなれば、その財産を全て町のほうへ移管して解散する、そうなりますと、町のほうでこれらの財産を管理する必要が発生してきますので、今、財産区さんのほうでやっていた作業を町のほうでしなければいけないという問題も発生してまいります。1点目の7人以内ということについては、地方自治法上、7人以内という表現になっておりますので、ほかの団体の条例も7人以内としているところもございますので、7人以内の定数であれば、5人でも6名でも、それは問題ないということになってまいります。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 ありがとうございます。ちょっと誤解していました。

森林組合とかいろいろなところで定数をどんどん減らしていくとか、組合員を減らしているようなところもございますので、一部の人だけというの

であれば、もう財産区であれば、公有地ですので町で管理したほうが良いと思いますが、早目に解散したほうが良い団体であると思います。意見だけ添えておきます。

早川委員長 ほかに質疑はありませんか。

竹原委員。

竹原委員 私からも質疑させていただきます。

先ほどの議論の中で、7人が5人になっても大丈夫だと、これは致し方ないというのは、どうかと思う立場です。今までの経緯の中で、山の管理なり、愛宕山の管理なり、しっかりと守ってきていただいたのは、この方たちだと思っております。それを維持していくのが本筋ではないかと、管理するお金がなくなってきたから解散というのではなく、令和5年度の予算の中でも、基金繰入金みたいなこともありますので、何とか維持していただきたいと思うのが私の立場ではございますが、やはり、この高齢になったからやめて、補充なしというのであれば、もうその方々がどんどん亡くなっていったら補充がないというのはどうかと思うのですが、その辺のことをどう思われているのかというのを、やはり新しい人材も入れていって、続いていくものだと、こう思っているのですが、選任についてどういう方針で臨まれるのか、お聞きしたいと思います。

早川委員長 西部長。

西総務部長 誤解のないようにしていただきたいんですが、我々は組織を残そうという考えのもとで、持続可能な組織にするために、やむを得ず定数を削減して固定経費を削減するという考えのもとでやっております。決して財産区を廃止するという考えの中でやっているものではございません。先ほども言いましたように、基金がもう1,000万円を切っていて、今までの運営でいくと、毎年400万円を取り崩すと、2年余りでも基金がなくなってしまう。そうなりますとその組織を運営していくために、一般会計から繰り出せばいいかという話にはなるかという、そういうふうにはなりません。あくまでもそこは財産区の財産なので、一般会計は、町全体のお金になりますから、そこに特定の地域のための資金を投入することはできないと考えております。

そうなりますと、やはりその組織を維持出来る体制の中で活動していただくというのが、最低限必要になってくる。先ほどの作業のほうでございますけども、

例えば今一番よく活動していただいているのが愛宕山の維持管理かと思います。ただ、愛宕山は財産区の管理ですけれども、あそこは観光施設として、ツツジ山ということで一般的に知られているところがありますので、単に財産区だけが管理するのではなくて、観光施設として、例えば観光協会なり、また地域の方なり、そういうのを交えながら、本来管理していくべきものではないのかなど。そういう形をもって、持続的な維持管理ができるようになると考えております。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 西部長の答弁を聞きまして、大きく安心いたしました。そういう方針で臨んでいただくことを確認させていただきました。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対ありませんか。

竹原委員。

竹原委員 議案第46号岬町財産区会条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この内容について、最初に聞いたときはですね、いかがなものかと感じておりました。その中で、持続可能なものを目指していくということが明らかになりましたので、そうしていただきたいという方向と合致するものでございますから、賛成討論とさせていただきます。

早川委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第46号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

早川委員長 満場一致であります。

よって、議案第46号は、本委員会において可決されました。

認定第1号「令和4年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件については本議会で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の7ページから15ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 7ページの項3の軽自動車税の節2の滞納繰越分でございますけれども、これは、収入未済額が206万5,350円残っているのですが、これは軽自動車何台分であって、そして何年前から残っているのか、その辺を少しお聞きしたいと思います。

早川委員長 答弁可能でしょうか。資料がないようでしたら、後でまたお願いします。

種畑税務課長 すみません、後で回答させていただきます。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 私、監査委員の監査、決算審査を実施させていただいた立場ではありますけれども、総務文教委員会の委員という立場で、もちろん細かい内容とかも、きちんと確認させていただきたいと思いますので、幾つか質問をさせていただきます。

まず7ページの部分で、目の2の法人税のところ、この均等割と法人税割、これは予算と比べて均等割のほうが大きく増えていて、法人税割が大きく減っている形になっているのですが、この辺の理由というか、そういったところの説明をお願いします。

それと同じページの2固定資産税の節1現年課税分、ここで償却資産のところ記載されているのですが、この内容について説明をお願いします。

早川委員長 どうぞ。

種畑税務課長 均等割と法人税割の予算と差額についてですけども、すみません、予算については、過去の実績を基に算定しております、実際には法人の申告に伴って、金額のほうが確定しておりますため、差額が生じております。

あと、固定資産税の償却資産につきましては、企業の償却資産、例えば太陽光発電施設であったりとか、その辺が償却資産になってまいります。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 わかりました。結構その均等割と法人税割で、結構金額違いますよね、たしか予算と。でもそれぐらい毎年変わるものなのかと思ったので、質問をさせていただきました。

続いて、8ページの一番下、節4保健体育費負担金、ここで小学校給食費保護者負担金、中学校給食保護者負担金、あとはそれぞれの滞納分が記載されておりますけれども、これも予算と結構大きく金額が異なっていて、それは、もしかしたら令和4年実施した給食費の半額減免とか、その辺が影響しているのかなという気もしたのですけれども、その理由を説明いただきたいのと、あとはこの滞納分が、令和4年度、ここで結構、前年度に比べて大きく増えているように思うんですね。それで、その辺の影響を、どういうふうに見られているのかというところをお願いします。

早川委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 小学校給食保護者負担金の滞納分ですが、調定額と同じ額となっております。

早川委員長 谷地委員、もう一回質問をお願いします。

谷地委員 まずこの小学校と中学校の給食の保護者負担金、これがまず予算と大きく金額が異なっているというところに対する理由と、あとは、この滞納分というのが前年度に比べて少し大きく増えていると思われるので、その理由、この2点をお願いします。

松井教育委員会事務局副理事 すみません。大変失礼いたしました。

小学校給食負担金、中学校給食負担金につきましては、予算等の差額ですが、給食の保護者負担金が、まず4月から9月までが半額、で、それ以降が完全無償化となったことにより生じたものでございます。

あとは滞納分になります。滞納分は調定額と同じですが、4年度につきましては

は、3年度までは納付者、債務者ですね、の方の滞納分については、回収には努めておりました。4年度はっていうことになるんですが、かなり納付困難の方、また住所がわからないとか、もうかなり古い滞納分となっております。で、4年につきましては、滞納の解消については、学校に在学中であれば、学校との連携により強化で改修を行っておるんですが、生徒が卒業した後は、うちのほうから電話連絡や通知等で強化に努めておるんですが、かなり住所変更、氏名変更の方がおおよそ掴んでおります。また、4年度の対象徴収について、特に電気燃料を初めとする物価高騰が続いておりました、保護者がいう経済的理由納付困難者については、厳しい状況に置かれていることより、滞納分の回収がすることができなかつたです。

今後、また接触しながら、相談にしていきたいなというふうに思っております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 コロナ禍とかがあり、物価高騰、電力、光熱費等々の高騰によって、生活が苦しい方々がたくさん出てこられたという中で、この給食費を無償化という話が全国の中でも進んでいる中で、現実的になかなかお支払いいただくことが難しい方が増えているのかなと見受けられたので、そこも確認させていただきたかったところです。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 歳入の、それでは12ページをお願いします。

款でいう財産収入ですね。こちらで一番上のところですね。町有地貸付収入、136万3,283円を細かいところも多数あると思うのですが、大体どのようなところを貸し付けられているのか、そして未収があると思いますので、どういった理由があったのか。そしてその中のもう一つ下のところで財産売り払い収入もございます。結構な額になっておりますが、これはどこだったのかというのを確認させてください。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 竹原委員のご質問にお答えさせていただきます。

町有地貸し付け収入につきまして、貸付先としましては、町内全域の、町が所有している土地を貸し付けておるんですけども、用途としたらですね、駐車場が

3件で、車庫として使っているところ4件、みこし置場が1件、住居として2件、あとは携帯電話の基地局とか事務所用地とかってというような形で貸しているところですよ。

収入未済額として発生している12万9,400円のご質問もあったかと思うんですけども、こちらにつきましては、以前、総務課が管理する建物と土地に入居していただいていた方がいらっしゃったんですけども、現在その方はもうそこは立ち退かれて別のところに住んでいらっしゃるんですけども、その方の家賃がですね、なかなか経済的にも苦しいというところで、収入として入ってきていないところが、収入未済額として発生をしております。

続きまして、町有地売り払い収入につきまして、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、主に宅地として売却をさせていただいたものが金額的にも多くなっております。一つは、多奈川の小田平地区の宅地を売却したものが1件、で、もう1件は同じく多奈川で、平野地区の宅地を売却したものが1件、これが大きな売却地となっております。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の9ページの、款16国庫補助金、教育費国庫補助金、小学校費補助金の中で、二つ目に支援教育就学奨励費補助金とあります。これに関わってお尋ねいたします。

歳入としては、国庫支出金ということで、27万1,000円が歳入されておりますけれども、これは要はどこに充当されたのか、その充当内容についてお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、委員会資料10ページの真ん中より少し上あたりで、節1総務管理費補助金の一つ目に、社会保障・税番号制度システム改修事業費補助金とあります。2022年度においては、どういったシステム改修が行われたのか、内容についてお聞きしたいというのと、その下に、マイナポイント事業費補助金というのがありまして、これはもしかして、厚生委員会の中身になるかもしれないんですけどね。マイナポイント、いくら受け取られたのかと思って、それがわかれば教えてほしいなど、ふと資料を見ていて思いついたので、もしこの委員会の所管内であるならば教えていただきたいと思っております。

早川委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 中原委員の質問にお答えさせていただきます。

支援教育就学援助費補助金27万1,000円ですが、充当先につきまして、支援教育学用品などの支出分に充当させていただいております。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

社会保障・税番号制度システム改修事業費補助金につきましては、こちらは介護保険システムの改修に対する補助金ということで、実際には、高齢介護係が所管しているんですけども、マイナンバーカード関係の補助金ということで、総務課で収入しています。内容としましては、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修事業ということで、個人情報データの標準レイアウト改定対応に係る改修業務という形になっております。

続いて、マイナポイント事業費補助金で、マイナポイントをどれぐらいの方が取得したかっていうのは、こちらのほうでは把握をできておりません。

早川委員長 中原委員。

中原委員 先にお答えいただいた、支援教育就学奨励費補助金について、もう少し内容を詳しく聞きたいと思います。内容というか、実績と言うべきか。これ、歳出で聞くようにします。

二つ目にお答えいただいた、社会保障・税番号システムについては、何となくわかりました。

あとマイナポイントのことは、これは所管外ということで、また担当課に、こんなわかるのかな、しかしね、まあまあ聞いてみたいと思います。

引き続きもう少しお聞きしていいですか。同じ10ページの一番下、自衛隊員募集事務委託金とあります。4万1,000円、このお金を使って岬町としては何をされたのか、お聞きしたいと思います。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 こちら、自衛隊員募集事務委託金というところで、広報誌にですね、自衛官募集の記事を載せておるんですけども、その印刷製本費なりにですね、この補助金を充てて事業を行っているという形です。

早川委員長 中原委員。

中原委員 懸垂幕はどうでしたか。うちは掛けてなかったですか。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 懸垂幕につきましてはですね、自衛隊のほうで作成いただいておりますので、町のほうで費用は発生しておりません。

早川委員長 中原委員。

中原委員 2022年度は掛けたか掛けなかったかと言ったら、掛けたということですか。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 11ページの、17府支出金の節の1社会福祉費補助金、ここ、当初予算では地方改善施設整備費補助金171万円が計上されていたと思うのですが、こちらの決算ではないのだけれど、そういった事業が実施されなかったということなのか確認と、下の節1総務管理費委託金、これの大阪府条例制定請求署名簿審査事務経費交付金、これは予算になかったものだと思うのですが、これの内容を教えてください。

続いて12ページの18財産収入の節1利子及び配当金、ここに株式会社ジェイコムウエスト利益配当金が出てきているのですが、これも当初予算になかったもので、これがどういったものを教えてください。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 谷地委員の質問にお答えいたします。

地方改善施設整備費補助金として、171万円の予算計上を行っていたところでございますが、こちらにつきましては、文化センターの雨漏り補修とトイレの改修ということで、国の補助金と合わせて4分の3を、国庫補助金として歳入する予定で予算組みをしてございました。ところが、昨年度、令和4年度につきましては、採択がなされませんでしたので、令和5年度に改めて国庫補助金という形で一本化して歳入してございます。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 谷地委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、大阪府条例制定請求署名簿審査事務経費交付金ですが、こちらにつきましては、当初予算には計上しておりませんでしたけれども、IR統合型リゾート誘致の賛否を問う住民投票条例の制定を求める直接請求に係る、名簿審査事務

に関する交付金です。

続いて、ジェイコムウエスト利益配当金ですけども、こちらジェイコムにですね、岬町を含め、貝塚以南の市町村が出資をしておるんですけども、その利益に対する配当金という形で収入がありました。で、こちらについては、配当金という性格もありますので、なかなか数字が読めない、あるいは配当がないというようなこともあり得ますので、当初予算には載せておらなかった次第です。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 一つ目の件は、文化センターの改修工事の件だったのですね。理解出来ました。それ以外の説明についても理解出来ました。

続いて12ページの19寄附金の節1 岬ゆめ・みらい寄附金。これミラブルの件もあり、今、大幅に増額しているのかと思うのですけれども、今はどんどん返礼品が増えていっている状況かと思うのですけれども、ミラブル以外で結構売れてきている返礼品とかあれば教えていただきたいのと、あとポータルサイトも、多分2年前は「ふるさとチョイス」と「ふるぽ」だけだったのが、多分2年前に1回「さとふる」を導入して、去年かな、多分「楽天ふるさと納税」で、ポータルサイトを増やしていると思うのですけれども、そういった形でサイトを増やしているっていうことに対する導入の効果というところ、このサイトにしたことによって、返礼品や寄附が増えたとか、そのサイトの導入効果をどのように見られているのかを回答お願いします。

それと13ページの22諸収入の1 雑入、ここで学習端末修繕負担金が計上されているのですけれども、これも予算になかったところで、これは実際に誰が負担したのかを確認させてください。今年度、たしか修理とかに適用出来る保守を多分契約していると思っていて、その前の話だと思うので、きっと多分、端末が壊れて誰かが負担したのかと思うので、教えてください。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 ふるさと納税の返礼品の件ですけども、ミラブルのほかに、令和3年度から令和4年度にかけては、「おうちパン」のベーグルの10個セットがありますが、令和3年度では28件の申し込みだったんですけども、令和4年度では188件の申し込みがあり、「おうちパン」のベーグルがすごく伸びています。あと、もう一つの質問で、サイトの件ですけども、「さとふる」

では、賞味期限の短い返礼品が取り扱えないんですけども、楽天では、賞味期限が短い品物も取り扱うことができるので、そのサイトサイトに応じて、載せられるものと載せられないものがあるので、サイトを使い分けていきたいと考えています。

早川委員長 続いて、学習用端末のほうをお願いします。

松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 学習用端末の保護者修繕負担金ですけども、学習用端末は保護者負担金1名分です。内容によりますと、故意で端末を壊してしまった、友達の端末を故意で壊してしまったものが、保護者負担ということになり、その修繕負担金をいただいたところにあります。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 回答ありがとうございます。一つ目の「おうちパン」がこれだけ伸びているというところ、すごい人気のお店だけれども、それが実際にふるさと納税でもこれだけ売れているっていうのは、すごく喜ばしいと思うのと、あとはたしかに、サイトについてはそれぞれで基準が違ってくるので、一概にどれがいいっていうところはわからないけれども、併用することによってそういう効果は得られているという回答かと思うので、理解出来ました。それで、あと二つ目の部分になってくるのですけれども、これが故意かどうかという判断は、結構、難しいと思っているのですけれども、もう少し話せる内容、話せるところまででいいので、具体的にどういったことがあって、故意という形で判断されて、一応そういう保護者さんも、当然、それを理解されてお支払いいただいたと思うのですが、もう少し内容を詳しく教えてもらってよろしいですか。

松井教育委員会事務局副理事 はい、この故意っていうのは、かなり判断が厳しいところにあります。で、ただ、このケースにつきましては、もう見事に友達の端末をもって、床にぶつけて壊してしまったっていうのがありました。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 なるほど。多分、結構、端末の修理は結局課題だったとなっていて、今年度保守契約を結んで、基本的には故意でなかったら修理は自費でなくてできるということになっているかと思うのですけれども。これは多分、その保護者さんに、こういったケースだと修理は、自費負担ですよということは、多分、改めて知ってもら

ったほうがいいかなと思うので。なかなかないケースだと思うので、今後は多分そんな多くはないかなと思うのですけれどね。状況はわかりました。

あと二つほどなので、このまま続けさせていただきます。

14ページの真ん中ぐらいに、給食センターのところで食材販売収入とあるのですけれども、これも予算になかったところなのですが、給食センター食材販売とはなんだろうなと思いましたので、その内容を教えていただきたい。それと、あとは同じ14ページ、この弁償金、これは収入未済額としてなっているのですけれども、これの内容を教えてください。

早川委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 食材販売収入になります。それは給食センターにおいて学校給食を作っておるんですが、新型コロナウイルス感染症による小学校のほうで学年閉鎖を行ったことにより、賞味期限が短いものが提供出来なくなってしまったんです。その給食の食材を、給食センターの職員が、食品ロスっていうことでもありますので、買っていただいたというところで、職員が買い取りをしたっていうところで、その分のお金を雑入として、収入として入れさせていただきます。

早川委員長 小川次長。

小川教育委員会事務局教育次長 この買い取りにつきましては、強制ではなくて、職員の任意ということで受けとめていただければと思います。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 委員のご質問にお答えさせていただきます。

弁償金につきまして、ご質問がありました。こちらの弁償金はですね、青葉台、岬台の自治会館の駐車場でですね、誤って車をぶつけてしまって破損したという事例がありまして、そちらについて、その方が保険に未加入やったというところで復旧ができなかったということで、まず町のほうで緊急的に、町で原状復旧して、その部分について相手方にお金を請求しているんですけども、その部分が一部入っていないという金額になっております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 まず一つ目の食材販売収入、実際こういった感染症で、長期に学級閉鎖等々、今後多分インフルエンザとかでももしかしたらあるかもしれないですけども、

そういったところでは、当然今の時代フードロスに対しての考えとして、職員がもちろん任意でというご説明ありましたが、回答していただいた。逆にそういった柔軟な対応をされたというのは、すごくいいことかと思うので、今回のコロナというところがあって、学級閉鎖等々のケースが多く発生しましたがけれども、もしも、これからもこういったインフルエンザとか、いろんな感染症で、給食提供出来ないというときに、同じような形でできるかわかんないですけども、何かしら柔軟な対応を考えていただければと思ったので、これは引き続きお願いします。

あと弁償金に関しては、これは一部とおっしゃいましたが、もっと多分損害が大きかったけれども、その一部分は、既にお支払いいただいている、残額が残っているというのでよろしいですかね。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 委員おっしゃるように、総額はもう少し金額大きいんですけども、その部分の一部がまだ納めていただけていないという状況です。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今、やりとりのあった弁償金の中で、会計上の整理をどういうふうになされるのかわからないのでお尋ねするのですが、その総額が一定金額あり、それに対して一定の支払いがあり、その残りがここに書いてあるとおっしゃるのだけれど、普通、何が普通なのかよくわかりませんが、幾らか、まあここね、調定額から始まっているのでわからないのかもわからないですけど、総額が幾らか、幾らか払ってもらって、で、残りもある。その払ってもらっている額もここへ書かれるとかいうことではないのでしょうか。何か会計上の処理の仕方が、よく私はわかっていないのかなと思うんですけど、教えてもらえますか。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 委員のご質問にお答えをさせていただきます。

総額としまして、まず37万8,000円ありまして、現在21万円ほどもう入金はいいただいているんですけども、今現在残っている金額を、こちらの決算書に記載させていただいているんですけども、この辺のちょっと会計的な記載の仕方とかっていうのは、過去からこれで記載をしていると思うんですけど、ちょっ

とその辺検討したいと思います。

早川委員長 西部長。

西総務部長 自治体の会計については、年度会計になっておりますので、その年度に予定されている収入について調定するという考えで、決算書等は編成されておりますので、今年度入るという見込みの額を調定額としてあげて、そこに入った額が収入額として入る。今、森のほうが言いました、今回全額として37万円賠償額があったうち21万円は、過去にお支払いいただいておりますので、決算書上にはその額は入ってこない形になってまいります。今現在残っているのが16万8,000円がまだ未納という形になっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 私、久しぶりに総務文教委員会に所属させていただいて、所属していない間にそういうことが実は起こっていたと。ちなみに、過去に歳入があったというものについては、2021年度と理解したらよろしいですか。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 委員のご質問にお答えします。

過去に入金いただいた年度としましては、平成29年度、それと平成30年度に入金いただいております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 事故は発生したのは何年度ですか。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 事故の発生はですね、平成28年3月となっております。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

出口委員。

出口委員 先に私質問した回答はわかりましたか。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 すみません、出口委員のご質問にお答えさせていただきます。

軽自動車の滞納の件数については74件で、一番古い年度のものに関しては平成17年度に課税したものが一番古いものとなります。

ご迷惑おかけしました。

早川委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。ただ、これ毎年、税の発生の納付書を送るわけですね。その際に、今、古いのが平成17年という回答があったのですが、そのときの内容からいきますとね、大体、普通の軽の乗用車だったら、年間1万円ですか。その辺をはっきり確認してないのですが、そういう中で、平成17年から、ずっと町は、何もその捜査をせずに、放りっ放しでこういう税の納付書を発送しているだけの状態で終わっているのかなど。というのは、私、4年前にもこの件を、その当時は阪本理事でしたけれども、説明をいただきました。そうしましたらその中で、やはり淡輪でも、15、6年前から軽の自動車が放置されてあったということで、阪本理事に話をしましたら、もうすぐに、解決して、廃車されました。だからこれをやっていかないとね、毎年毎年、1万円ずつ、この収入未済額が載ってきますよね。これをどういうふうな形で処理されようと思っておりますか。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 ただいまの答弁で、平成17年度が今一番古いものと申し上げましたが、これに関しては、ちょっと個別の話にはなってくるんですけども、その滞納されている方との交渉の中で、その古い年度の税額がまだ残っているということになります。委員がおっしゃる、古いものに関して、ずっと課税しているのかということに関しましては、滞納されている車両については、納税係と課税係と連携して、現地に課税客体が存在するかどうか見に行ったり、またリサイクルシステムというものもございますので、その辺で廃車されていないか確認して、現存していないものには課税しないように対策を講じております。

早川委員長 出口委員。

出口委員 いや、課税するかしないかは、車のナンバーがついていれば、当然、課税の対象になってきます。私は、この質問するに当たり、ずっと何年も前から質問させてもらうのですが、逐次岬町中を、いろんな形で車で回ったときには、ずっとその確認をしております。今日、この質問するに当たってもね、深日地区で、もう18年ほど前から、ナンバーがついたままで、ずっとそのまま放置されています。そういうところをね、担当課としては、なぜ、14年、5年も前から、未収入であった場合には、そういうところをもっと詳細に、持ち主のほう行ってですね、そういう対応はしていなかったのかなということ、その辺のことをどういうふうに回答してもらえますか。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 すみません、古い課税に関しては、平成17年度の課税しているものが今も車があるかどうかという、ちょっと確認まではしていませんけど、ただ、例えば、もう平成17年度の税金が残っていたとしても、今はその車に関しては、課税していないであろうと思いますし、税額として、平成17年度の分がいまだ未納で残っているんですけども、ほかの税金もこのケースに関しては残ってますんで、全体として滞納されている方についての税金として一番古いものが平成17年度のこの軽自動車税ということになります。

早川委員長 出口委員。

出口委員 これはね、実は、どんだんどん、私、4年前にも質問させてもらったのだけれども、今現在、収入未済額がですね206万5,350円あるんです。実際に未収入済額が53万4,400円しかないのですよ。ほとんどもうこれ多分、この206万5,350円の80%近くはですね、もう回収不能ではないのかなと捉まえるのですけれども、その辺ね、私、深日の朝見たところもですね、もう15年、6年前から残っているものを、なぜ担当課が、実際に未済で残っているのだったらね、訪問してそういうどういうふうな対応を取るかということのをされないのかなというふうに思いますけどね。

早川委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 先ほど委員から4年前にも同様のご質問いただいたところでございます。

先ほど担当課長のほうからもご答弁させていただいたとおり、その辺りの課税客体の把握というのが、税のほうでは最も基本となってくるところでございます。委員おっしゃいましたとおり、まず現地確認を徹底し、継続検査有効期限から2年を経過したりとか、あるいは2年連続して未納の状況である車両については、翌年度から課税保留を行うなど、その辺の状況の把握に努めてございます。

したがって、今後一層課税客体の把握に努めまして、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

早川委員長 出口委員。

出口委員 相馬部長の回答を得ましたので、余り突っ込まれませんけれども、これ町の税収になってきますので、もう少し担当課も、特に町の職員さん、岬町の町の職員

さんが多奈川、孝子、深日、淡輪におられますのでね、そういう車両を見つけた場合は、町一丸となってですね、税の回収、ともにまた廃車手続にもですね、協力していただかないと、どんどんどんどんこれ、未収額が増えてきますよ。これ要望ですので、一つ努力してください。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

瀧見副委員長。

瀧見副委員長 7ページ、町民税所得割の件についてお伺いいたします。所得割調定額6億2,386万1,623円に対し、収入済み額といたしまして6億1,928万9,217円を計上されておられますが、回収率でいうと99.26%になります。この数字が、近年どのように推移されているかというのを、資料をお持ちでしたら教えてくださいというのが1件と、それと、この回収率99.26%が近隣市町と比べてどのようなのかというような資料もお持ちでしたらお願いいたします。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

所得割の現年課税分につきましては、まず推移といたしまして、令和元年度が98.9%、令和2年度が99%、令和3年度が99%となっております。

すみません、近隣と比べてということになるんですけども、手持ちの確定数値が令和3年度のものなので、その数値でお答えさせていただきます。

近隣市町で言いますと、阪南市が98.7、泉南市が99、田尻町が99であります。本町が99.3%でありますため、こちらは上回っております。また熊取町が99.5%であり、こちらは本町が下回っております。

早川委員長 瀧見副委員長。

瀧見副委員長 町民税とですね、固定資産税に関しましては岬町を支える大変重要な直接課税だと認識しておりますので、数字が上向いてきているという認識は持つことができました。

引き続き、数字に対して固執していただいて、少しでも多くの収入済み額が上げられるように要望しておきます。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて歳出に入ります。

なお参考資料として配付しております本委員会所管内訳表をあわせてご覧ください。

まず議会費に入ります。

決算書の68ページから71ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 なしと認めます。

これで議会費の質疑を終わります。

続いて総務費に入ります。

決算書の70ページから107ページをご覧ください。ただし、80ページから83ページの目6交通安全対策費事業及び94ページから97ページの項3戸籍住民基本台帳費は、他の委員会所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員長、私、昨日、厚生委員会で、この総務文教委員会の所管する事務について間違えて質問したのですけれどね。でもそれが決算書、この決算書のどこに載っているのかよくわからなくて、どこで質問するかがわからない案件があるのですが、その件を先にどこか教えてもらうために質問してもいいですか。

早川委員長 どうぞ。

中原委員 ありがとうございます。

防犯カメラのことで、自治区要望による設置がなされた場合の取扱いについて聞きかけて、それは違うということだったのですけれども、それはどこで、どの、何費のところか聞いたらいいかという、それを教えてもらいたいというのが一つと、それから、事務事業調査のことを少し聞きたいのですけれどね。それは予算のどこでというのがなかなか全体に関わることでもあるのだけれど、総務文教委員会の所管する人事かと思ったりするのだけれど、そういうことはどこで聞いたらいいかということについて、先に教えてもらいたいと思っています。

早川委員長 危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 委員のご質問にありました、防犯カメラの補助金につ

きましては経営管理担当所管となっております。

早川委員長 寺田管理監、総務費ですかね。何ページかわかりますかね。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 本来でしたら、総務費の一般管理費のうち、負担金補助及び交付金となっておりますので、本来であれば、決算書75ページあたりに掲載するところではありますけれども、本年度、こちら実績がございませんでしたので、決算書のほうには掲載されておられません。

早川委員長 内山副理事。

内山財政改革部副理事 事務事業調査ということで、行財政改革の一環ということでの事務事業調査ということですね、はい。

事務事業調査についてはですね、令和4年度では実施しておりませんので、令和4年度の決算書に何か経費が計上されているかということですので、この決算書では何も出てきてないというふうな状況になっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 今の内山さんのお答えで、そうだとそのことを聞きたいときは、どこの、何費のところか聞くのか教えてほしいです。

早川委員長 内山副理事。

内山財政改革部副理事 今後必要な経費が出てきたらということかと思われるんですけども、そうなるそうですね、総務費の目で言いますと、一般管理費で予算計上してですね、執行していくことになるかと思えます。

早川委員長 質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 早速総務費だったので、教えていただいてありがとうございます。事務事業調査のことなのですけれどね。2022年度の決算ですので、当該年度においては、事務事業調査は行われなかったと。これまでその事務事業調査というのは、先ほどおっしゃっていたとおり、行革のために、行財政改革のために行うということであったと思います。それで私がこのたびそのことについて聞くのは、事務事業がいかほどあって、そこに必要な人員が配置出来ているのかという、私はどちらかということ、行政の立場とは違う、もちろん違うのだけれど、視点がね、違う観点からものを言っていると思うのですけれども、いかに絞り上げるかということではなくて、もちろん絞り上げるなんていう言葉を使ったらいけないな、皆さん

本当に努力されているところなのに、そうなのだけれど、やはり昨日の厚生委員会でも少し触れたのですけれどね、皆さんの働き方に不安を感じる事が非常に多いんです。そのことと関連するかわかりませんが、職員の方が早期退職なさるというような事例も、すごく多くなってきていると思っていて、どれだけの仕事があって、そこに正規の職員が何人配置されていて、それでは足りないから非正規の方で補充というか、補助的なお仕事をさせていただいているという、これが、私、どんどん不安になっていっているのです、率直に言って。不安になるのは、住民サービスが低下しているのではないかとか、維持出来ないのではないかと、そういうことになっていかないかということに不安を感じているということなんです。だから、仕事量に対して十分であったり、また一定のゆとりを持った働き方ができるような人員配置になっているだろうかという観点で、事務事業調査が必要ではないかと思っていて、それはなされているのだろうかと思ったので、お尋ねしたのです。それなので、質問にはちょっとこれもうならないので、私がどうい問題意識を持ってしゃべっているかということについては、もうご理解いただけていると思うので、今後、人の配置の問題についてお考えいただくときに、ぜひ念頭に置いていただきたいと、意見を申し上げておきたいと思います。

早川委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 先ほどの中原委員の、職員の数とかの件なんですけども、実は事務事業調査とはまた別に、定員管理計画というのを作る際に事務量調査を実施します。それで、前回実施した事務の調査っていうのが、平成29年度末ぐらいになりますので、かなり前なことになります。今回、今年10月から11月にかけて、改めて各課で事務量調査を行って、それぞれの課が持っている業務を洗い出しをします。で、そのデータをもとに、新たな定員管理計画を12月か1月ぐらいには作り上げて、適正な職員数をはじき出して、今後の採用計画等に生かしていく予定でございます。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 77ページ、節2.1 補償補填及び賠償金の、ここで実際支出されているのですけれども、この賠償金の支払った内容を確認させていただきたいのと、次が83ページ、1.1 役務費の、これでふるさと応援サイト掲載料、先ほど歳入のほうで

もポータルサイトが増えたよねとお話させてもらったのですが、この掲載料が予算54万2,000円から108万1,966円と増えているのですけれども、これは実際に寄附額が増えたことにより増えるものなのか、それとも、やはり掲載サイトが増えたことによって増えたことなのか、説明をお願いしたいです。

同じふるさと納税に関わる部分で85ページ、ふるさと納税返礼品発注業務委託料、これが予算より大幅に増えているのは、先ほどの歳入と同じで、ミラブルとかが急に増えてっていうところだとは思うのですけれども、ここで聞きたいのが、ポータルサイト複数、今回併用しているのですけれども、それによって多分発送の仕方とか、発注とかも多分異なってきたと思うんです。そうなったときに、この発注業務は、サイトが増えるごとに、それだけ全然やり方が違うから、この業務委託料は増えていくものなのか、それともある程度やり方を一本化したり、そういうことによって、こういった発注業務委託料を、もう少し費用を削減出来るものなのか。その辺の発注業務の内容について教えてください。とりあえずその2点お願いします。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 委員の御質問にお答えさせていただきます。

賠償金につきましてですけれども、こちら裁判に係る損害賠償請求金でありますとか、あと諸費用の賠償金となっております。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 ふるさと納税の件に関しましてお答えさせていただきます。

ふるさと応援サイト掲載料とふるさと納税返礼品発注業務委託料、ふるさと納税証明発行業務委託料につきましては、ふるさと納税の事務に係る手数料になりますが、今、三つのサイトを利用しているのですけれども、そのサイトによって請求の仕方がそれぞれ違ってきています。それと、寄附額について何%とかいう手数料が多いのですけれども、それに伴って寄附額が増えるに伴って、その業務に係る委託料等は増えてきている状況です。

早川委員長 続いて、ふるさと返礼品の発注業務の件。

岡田企画政策推進担当課長 ふるさとの納税返礼品発注業務の委託料ですけれども、ここに関わってきているのが、寄附額に対して何%かっていう手数料としてかかってくるのと、後、この業務の委託料の中には収納決済に関わる委託料も含まれ

ています。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 まず、ふるさと納税の件に関しては、私が聞いた質問に対する回答とは違っていると思うので、もう一度お聞きします。

まず83ページのふるさと応援サイト掲載料は、予算より増えている理由としては、掲載サイトが増えたことによって増えたという認識でいいのかというところと、あと85ページの発注業務委託料、それは各サイトによって発注の仕方は違うというところは、ある程度想像はできるのですけれども、一本化したいとか、そういうのが難しいのか、それとも今、既にある程度一本化して、ある程度やり方を効率化しているのこの金額なのかという、そこのやり方というのを何か工夫されていることがあるのかを教えてください。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 ふるさと応援サイト掲載料については、サイトが増えたわけではなくって、このふるさとサイト掲載料の中に、ふるさと納税の返礼品の送料が含まれているので、寄附が増えたことによって、返礼品の送料が増えることに伴って増えている状況です。

続いて、ふるさと納税返礼品発注業務委託料ですけれども、発注業務委託料については、それぞれサイト別をお願いしているので、それをサイトごとに委託料がいる、今、三つのサイトを使用しているんですけど、それぞれのサイトごとに委託料を支払っている状況になります。それぞれの使用しているサイトが違うので、その業務を一本化することはできないです。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 今、回答いただいたことを整理すると、ふるさと応援サイト掲載料は、別にサイトの数が増えても、特に掲載料が大きく増えるわけではなく、あくまでも、今回寄附が増えたというところに比例して、この掲載料の予算が増えたという認識でいいんですよね。それで、今後もサイトによるかもしれないけれども、掲載自体を増やしていったとしても、それにより大きく、一気に掲載費が増えるということは、恐らくないという形かなと思うところと、あとは、発注業務に関しては、サイトごとにやり方とか、いろいろルールが違ってきているから、それを一本化するのは、なかなか難しいところで、そのサイトごとにこういうやり方です

というので、分けてお願いしている現状ということですね。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 お昼が近づいていますが、81ページをお願いします。

中ほどの少し上ぐらい、工事請負費、庁舎銘板設置工事で、庁舎の前にある岬町の看板かと思っております。123万7,500円となっておりますが、一説によると、もっと高いものだとは私に思っていたのですが、この銘板設置に関しまして、これがこの金額で、もう全部できているという認識でいいのかというのが1点目です。

そしてもう1個の質問が、その下のほうに負担金、補助及び交付金、集会所運営補助金という500万円、そこそこの金額が出ておりますが、こういった内容なのか教えてください。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 竹原委員のご質問にお答えさせていただきます。

庁舎銘板設置工事につきましては、この金額で工事施工を完了しているということでございます。

続いて、集会所運営補助金ですけれども、こちら町内にたくさん集会所があるんですけれども、そちらの集会所の運営に当たって、集会所の運営を自治区にお願いしているところもありますので、そちらの運営に係る補助金というところで、例年補助を出しております。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 1点目の件は理解いたしました。

2点目の件ですが、何件ぐらい集会所があって、大きいところと小さいところとあると思うのですが、主なところどうでしょうか。教えてもらえませんか。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 集会場の数はですね、全部で36件ほどございまして、こちらについて補助を出しておるんですけれども、金額は大きい小さいあるんですけれども、例えばですけれども、深日会館なんていうのは、結構大きな施設になりますけど、そちらであれば46万ほどの補助を出したりとかですね、小さいところでしたら数万円というようなどころもあるんですけれども、基本的には電気代、光熱水費相当額を

補助するという形にしておりますので、その実績に応じて支出しているという形です。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 理解いたしました。ありがとうございます。

それでは質問を変えて、もう2点ほど。93ページをお願いしたいです。

私は、過去に質問する中で、一番金額が低い質問で申し訳ないのですが、下のほうの、18負担金、補助及び交付金で、中ほどに租税教育参考資料作成負担金及び事務運営負担金800円とあるのですが、租税教育に関して、負担金800円、何とも言いがたいのですが、どのような内容で支出されているのか教えてください。

早川委員長 種畑課長。

種畑税務課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

租税教育参考資料作成負担金及び事務運営負担金に関しましては、府内中学校3年生に「私たちの生活と税」、府内小学校6年に「私たちの暮らしと税」という、学生資料の作成費用の負担となっております。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 理解いたしました。町内の小学校でも租税教室されているので、そちらのほうかと思っていたのですが、そうではないということがわかりました。

早川委員長 お諮りします。

暫時休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は13時00分からします。

午後11時58分(休憩)

午後1時00分(再開)

早川委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは総務費の質疑、よろしくお願いします。

谷地委員。

谷地委員 87ページの12委託料、一番下の人権相談事業委託料209万9,520円。

これは過去3年を見ても、大体この金額で決算されているのですけれども、過去

3年の相談実績について教えてください。

後、同じページの一番下、7報償費のビジネスプランコンテスト報償費、こちらは予算では15万円計上されておりましたけれども、決算では10万円となっています。昨年度は15万円でそのまま決算されたと思っております、入賞者も去年、二つのビジネスプランが入賞されて、今年も二つが入賞されたと思っておりますけれども、金額が変わっている理由を教えてください。まずこの2点お願いします。

早川委員長 米原課長。

米原人権推進課長 谷地委員のご質問に対してお答えさせていただきます。

人権相談につきましては、令和4年度につきましては9件です。令和3年度が3件、令和2年度が10件となっております。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 ビジネスプランコンテストの報償費についてお答えさせていただきます。

予算では最優秀賞10万円と、優秀賞5万円、各1件ずつの予算をとっていたんですけれども、令和4年度につきましては、最優秀賞の基準を超えるものがなかったため、優秀賞2件、5万円の2件分を賞として出しているため、10万円の決算になっています。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 まず二つ目のほうのビジネスプランコンテストは、てっきり評定が一番高い人が最優秀賞みたいな感じかと思ったんですけれども。そもそも最優秀賞になるための基準点みたいなのがあって、それを超える、超えないというところが関わってくるというところなのですね。その辺は理解出来ました。

一つ目のほうの人権相談事業の委託料の件は、件数は令和4年の9で、3年が3、2年が10ということなのなんですけれども、これは年間の件数だと思うのですが、実際に担当されている人は、専任でこの人権相談を行っているのか、それともほかの人権関係の何かしらお仕事されながらの兼務という形で行っているのか回答をお願いします。

早川委員長 米原課長。

米原人権推進課長 まず、こちらの人権相談につきましては、人権推進課でも受け付けさ

せていただいておりますが、ここの数字にはカウントしておりません。岬町人権協会に業務を委託しております、文化センターですね、の多奈川センターと、淡輪、岬町交流センターにおきまして、受け付けをさせていただいております。令和4年度におきましては243日、延べで行っております、淡輪のほうが、月火水、木金が多奈川のほうで受け付けをさせていただいております。それぞれ6名のスタッフが、3名ずつ、輪番で担当をさせていただいております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 それぞれ6名配置されていて、多奈川、淡輪、6名ずついらっしゃって、3名ずつで交代でされているということで、延べ243日でしたか。これは専任でということですかね。

早川委員長 米原課長。

米原人権推進課長 先ほどの答弁の中でも述べさせていただきましたとおり、岬町人権協会に相談業務を委託しております。ですので、人権協会のスタッフの中でですね、それぞれ、3人を一応、割り振りを決めていただいて、それぞれの方が交代で相談受付を行っていただくと。ただ、当然、皆さんいろいろな行事等もございますので、そこは人権協会の中で人をですね、多奈川の相談員が淡輪に行くこともありますし、淡輪の相談員が多奈川の相談の受け付けをするということも、実際は現場で行われております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 その担当の方は、人権協会に所属されている方ということですよ。それだったらこの人権相談以外のお仕事もされているという認識でいいのですよね。わかりました。

ほかの質問に移りたいと思うのですけれども、89ページの12委託料の、移住定住促進PR番組制作、放送委託料、これはジェイコムさんがされている「岬暮らし」のことかと思うのですけれども、令和4年も実施されて、本年度、令和5年度も引き続き、継続的に行って、番組で実際、大阪の北部等々で今、放送されていてユーチューブ等々でも活用されているやつかと思うのですけれども、これは実際に、その動画などは、以前も幾つか、何回か質問させてもらったと思うのですけれども、その動画等々を、実際どこで活用しているのかということと、あとは、令和4年度には、実際、この「岬暮らし」を見てという、きっかけかも

しれないですけれども、実際に移住・定住につながっているのか、その効果、検証を、どういうふうに行っているのかについて、教えてください。

それで、後、13の使用料及び賃借料、これのお試し居住用住宅借り上げ料、これは、府営住宅を、実際お試し住宅として活用しているところの借り上げ料、これは大阪府にお支払いしているものかと思うのですが、過去5年間のお試し居住の利用実績について教えてください。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 移住定住促進PR番組生活制作放送委託料についてですが、この制作で作った動画は、ジェイコムテレビの放送以外に、ユーチューブでも流れています。後、町内の施設についても、道の駅みさきとか深日洲本ライナーの船の中でも流してもらっています。放送にかかる効果ですが、この放送は令和3年12月より放送開始しています。令和4年の8月9日と、令和5年の6月7日に放送している方にアンケートを実施しています。令和4年のアンケート回答数は645件でしたが、今年令和5年のアンケートの回答数は1,076件になっていて、放送を続けている効果が出ているとは思っています。アンケートの結果も、岬町を知っていたかという問いがありますが、岬町に行ったことがあるが、令和4年度は60%だったんですけども、令和5年度は86%に増えています。番組を見て、どの程度興味を持ったかの問いについて、もっと知りたい、遊びたい、行ってみたいが、令和4年度76%から令和5年度は91%に伸びています。令和3年12月より放送開始していますけれども、放送をしている効果はあると感じています。その放送を見て、実際、岬町の定住につながったかはちょっとすみません、まだ把握出来ていない状況です。

次のお試し居住についてなんですけれども、お試し居住の実績ですが、平成30年に1件、令和元年度に1件、令和2年度に1件、令和5年度に入りまして1件の実績があります。

早川委員長 谷地委員

谷地委員 まず、移住定住PR番組制作放送委託料、これを実際見られた方にアンケート取られたと思うのですが、その効果としては、アンケートの結果からしても、一定の効果はあるとの見解を持たれているということだと思うのですが、実際に見た方は、岬町に興味も持っていたかというところだと思う

のですけれども、大事なのは、どうやってまずは見てもらうかということだと思うんですね。これは何度か要望という形でお願いをしていますが、現状は、道の駅みさきの物販しているところではなくて、多分、情報公開しているところで放送されているのだと思いますし、後、深日洲本ライナーで流しているところだとは思いますが、これは結構、動画としては、私も、「岬暮らし」を見ていて、結構PRとしていいよねという声は聞くんです。だから、もっと活用すべきだと思っていまして、特に移住・定住を一つの目的とするのであれば、移住・定住の、展示会みたいなものも結構開催されていると思うんですね、別の場でも。そういった移住・定住のイベントに、大阪でも阪南市しか来ていなかったということがあったと思うのですが、そういったところに、もっと積極的に出て行って、移住・定住に興味がある人に直接見てもらうとか、あくまでも要望になってしまうのですが、もっと有効活用していったほうがいいかと思うので、ユーチューブとかも、実際再生数は、第1回は4,000何回とか累計見られているのですが、最近では、大体1,000件いかなかったりとか、かといって2,000件とか、だんだんみんな、後、こういうのは飽きてくるので、そういった意味で、もっと広く見てもらうところの取組も必要と思うので、これは要望としてお願いしておきます。

あとはお試し居住の部分で、もう少し深くお聞きしたいのですが、平成30年が1、令和元年が1、令和2年が1、令和3年が0、令和4年が0、令和5年が現時点で1ということだと思うのですが、これは1カ月間ということではよろしいのですかね、認識としては。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 それぞれの方によって、1週間であったり2週間であったり、それぞれ違います。

早川委員長 谷地委員

谷地委員 それぞれの年において、どれくらい期間というのは、今、わかりますかね。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 平成30年は、平成30年9月3日から平成30年12月3日、令和元年は令和元年5月17日から8月15日、で、令和2年は令和2年8月3日から令和2年9月3日、で、今年度は6月8日から6月15日の入居があ

りました。

早川委員長 谷地委員

谷地委員 この令和5年は、結構短い期間だと思うのですが、それ以外、大体3カ月ぐらい、数カ月程度入居されたということですが、これは実際にお試し居住をされた方は、岬町のそのまま定住につながっているのですか。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 平成30年と令和元年にお試し居住された方2件は、岬町に転入してきていただいています。

早川委員長 谷地委員

谷地委員 過去の平成30年と令和元年は居住につながったという、そこは実績としてもいいのかと思っているのですが、恐らくコロナの影響も相当あるのかと思うのですが、最近だと、お試し居住を活用される方は少ないのかなというところと、府営住宅というところで、ほかの委員さんからもいろんな場で質問等あったかと思うのですが、岬町に住むとなったら、イメージは一軒家というところがあるので、実際にこれは年間23万円を、入居者がいてもいなくても大阪府にお支払いしなければいけない状況にもなっていますし、府営住宅も、かなり老朽化しているところなので、これも今後のことで要望につながってしまうと思うのですが、お試し居住は、引き続き入居の状況を見ながら、それ以外の、一戸建てとかそういったところを、空き家を活用してのそういうのも、状況に応じて検討をしてもらったらいいかと思うので、これは要望にとどめておきます。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の75ページの真ん中から下に、節18負担金、補助及び交付金の項目がありまして、一つは先ほどお聞きした防犯カメラのことです。自治区要望によって設置をする予定であった40万円、予算は組まれていたわけですが、それが未執行ということで、項目としては上がっていないということだと思います。聞きたいことの一つは、防犯カメラを設置して、そもそもその防犯カメラの持ち主は誰になるのか、岬町ということになるのでしょうか。もしデータの提供が求められたらどのように扱うのかお聞きしたい点です。

それからもう一つ、自治区長連合会補助金とありまして、このお金がどうかということではないのですが、各自治区からの要望が危機管理担当に、まず窓口ということに入って来ると思うのですが、その扱いについてお聞きしたいと思っているのです。というのが、区長さんからご相談というか、困り事として寄せられた案件がありまして、何かこの、これが困ったではなくて、要望を伝えるに行ったら、写真をつけて苦情の要望書を出してくれと。ただ、渡した区長さんは、写真をプリントアウトする技術を持っておられなくて、日常的にそのパソコンを余りお使いにならないということで、写真自体は撮っているのだけれど、現場のそれを窓口で見せても、いやプリントアウトしてくれないと困ると言われて、その区長要望書をお作りになるのに、非常にご苦労なさっているっていうことをちらっと聞きましてね、その辺もう少し便宜を図ることはできないのだろうかということが一つと、それから、区長要望が寄せられて、担当課にそれぞれ対応してくださいということで、書面を回すと思うのですが、その後どうなったかの結果が知らされないという声が聞こえてきましてね、結論がすぐ出るものと、結論を出すまでにそもそも時間がかかるものはあると思うんですね。やはり一定の基準を持って、提出されてから何日以内にとか、何週間以内に、まずは1回目の、何というのかお返事というか、返事がストンとできるのだったらいいのだけれど、もう少し待ってくれということなら待ってくれと。実はこうこうこういうことで、まだ調整に時間かかりますとかね。でも、この話も、多分事業系の人が多いですよ、だからここにいない人たちが、ここにおられない方々に聞いてほしい中身だったりもするのですけれども、ただ受ける側の窓口が危機管理担当ですので、ここで例えば一定のルールを作って、各課に例えば、2週間以内にお返事を必ず区長さんに入れてくださいとか。それが結論ではなくてもいいんですよ。何の音沙汰もないというのが一番困るのだと。区長さんも自分の要望ではないわけですよ。自治区のほうから要望が寄せられて、いろいろ冷たいことも言われたりすることもあるようです。区長に言ってもだめだみたいなことを言われたりしながら、一生懸命勤めておられるというのが実態のようで、その辺の取扱い方について、ルール作りも必要であればお考えいただきたいと思うのですが、今どんなふう自治区長さんから寄せられた要望を扱っておられるか。写真の取扱いとか、その辺もあわせてお聞きしたいと思っています。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 まず2点ご質問いただいておりますので、1点目の防犯カメラの点からお答えしたいと思います。

先に情報提供とおっしゃいましたが、相手はどちらか特定されているということでしょうか。

早川委員長 中原委員。

中原委員 一般的には警察が多いのかと思っているのだけれど、その提供する先についても、例えばその地域、そこに映った人とか、そこを通った人も提供してほしいと言われたら可能なかどうか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

早川委員長 寺田危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 それでは改めまして、まず、カメラの台数、防犯カメラの台数についてですけれども、公共の施設、公設のものとしては25台ございます。内訳といたしましては危機管理担当が所管しております町内の主要箇所として、淡輪駅前交差点、淡輪ランプ、対岸連絡線と畑山線の合流部、岬郵便局付近、そして深日ロータリーの計5台でございます。

そして、生活環境課が所管するものとしまして、駐輪場に淡輪駅5台、みさき公園3台、多奈川駅1台、深日町駅1台の、合計9台でございます。

続きまして、企画する企画政策推進担当が所管します、いきいきパークに4台。建築課が所管します、みさきヶ丘住宅に3台。学校教育課の所管します岬中学校の3台。そしてトットパークに1台、こちらが当方で確認しております台数合計25台の内訳となっております。

そしてデータの提供という件につきましてですが、現在、岬町と泉南警察署との間で、岬町無線通信式防犯カメラの運営管理に関する協定書というのを結んでおりまして、この場合、危機管理担当が所管しております防犯カメラのほうについて、情報の提供、警察のほうへ情報提供出来るということで協定を結んでおります。実際に、先にごございました岬町内でありましたコンビニ強盗の際にも情報提供をしております。

続きまして、区長要望の取扱いについてでございます。

まず、写真をつけて出してほしいというご要望をこちらからさせていただいておりますのは、現場のほう、やはり担当が確認に行った際にどうしても似たよう

な場所が多い、水路の改修であるとかになりましたら、続いているところが長かったりするので、特定するために写真の提供をお願いしているところです。そしてパソコンにふなれであるとか、写真の取扱いですね、そのプリントアウトをお願いしているのも同様の理由になるんですけれども、もし、こちらのほうですぐパソコンに落とせるようでしたら、データのほうは出力をさせていただいているところなんですけれども、規格が合わない場合でしたら、どうしてもご本人さんをお願いすることになっているような状況となっております。

そして、要望された内容が担当課から結果を知らされないという点につきましては、先に同様のご質問等がございましたので、各課に向けまして、危機管理担当のほうから、10日から2週間以内のうちに、必ず要望のされた自治区長さんのほうには連絡するように、という旨で周知しております。

早川委員長 少し質問内容とずれてますかね、回答。防犯カメラで自治区が負担金を使って設置したカメラの所有は、一体どちらになるのかという質問と、データ提供があったときに、そのデータを出すのはどこかという質問ですよ。

危機管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 失礼いたしました。自治区で設置されました防犯カメラについては、自治区の所有となっております。

早川委員長 管理監、データ提供も恐らく、自治区補助金をもらうときに、その要綱中に防犯カメラのデータに関する管理の要綱みたいなのを定めようという、恐らくあったと思います。だからそのデータを提供するときも、自治区がその要綱に従って提供すると思います。よろしいですかね、管理監。

寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 改めまして、おっしゃるとおり、自治区で設置されました防犯カメラにつきましては、全て管理から、データの受け渡しにつきましても、自治区のほうをお願いしているところでございます。危機管理担当では、例えば警察から要望あった点につきましても、こちらから提供することは一切行っておりません。

早川委員長 中原委員。

中原委員 委員長も答弁していただいてありがとうございます。今、寺田危機管理監からご答弁をいただいた中で、管理から提供も自治区がということですが、ただ管理

に係る経費についても、自治区が負担するというのでしょうか。

早川委員長 寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 おっしゃいます経費につきましては、電気代等が考えられるんですけども、こちらにつきましては、自治区のほうでご負担いただいております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 わかりました。電気代とか、あと維持管理を考えたメンテナンスとか、点検とか、そういうものも含めて、全て設置者である自治区がということですね。はい、了解いたしました。

中原委員 先ほどの答弁の中で、もう一つ、自治区長さんの、同じような声があつてとおっしゃられて、それはどこかの区長さんからとかいうことなののでしょうか。

早川委員長 寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 その件につきましては、実際に要望を行われた方から直接伺ったことですので、この場合でしたら自治区長さんということになります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 わかりました。既に10日から2週間以内に返事をしてくださいということ、全ての課に連絡をしたところなのですね。私はそれは点検もしたほうがいいのではないかと思うのです。仕事が増えるようなことは余り言いたくないのだけれど、というのが、結構件数が多いのです。私の耳に入ってくる件数が。いついつ言ったのに、まだあれもこれも返事がないみたいなね。だけどそれは、もう担当課、要は危機管理担当の手を離れています。担当課が、多分、結果として放置してしまっていたというものだと思うんですよ。私も直接電話をして、前に言っていたこの件、何かまだ何の音沙汰もないと言うのだけれど、まさか信じられないと私は思ったので、途中まで行っているのは知っていたので、現場の点検とかをするというの知っていたので。まあだから私に訴えのあった人、連絡つかなかったのところがうのかと思っていたのだけれど、実は、ばたっと途中で止まってしまったということがそこで発覚したりとか。複数あります、そんな案件がね。そんなこともあって、私は現場の人が足りているのかとか、そういうことも思ったりするわけです。その10日から2週間以内に、これ10日から。2週間以内にだけでもいいかと思うのだけれど、返事をされているかどうかという点検の仕組みが、

もしかしたら必要かなと思っています。これはそうしなさいとは私は言いません。とにかく呼びかけていただいたのだから、それに基づいて、それぞれの担当課でそれを守って、何らかのファーストタッチですね、とにかくね。それができていくのが一番いいと思うので、行政に対する、不信につながるのですよ。言ってもだめだ、何もしてくれない。私は、皆さんが、一生懸命お仕事されているのは存じ上げていますから。そういう声を聞くのは嫌なのです、正直ね。それだから、そういう行政の不信につながらないように努力してもできないときというのはあるのだけれど、それを誠心誠意、はっきりした段階できちんと伝える、はっきりするのが先になるのなら、もう少しお待ちください、今、こういう事情でお返事が遅れていますと、申し訳ありませんと、それが人と人との関係と思うのです。ですから、ぜひそこは、なにか私さきほどから寺田さんの顔ばかり見て物を言っているのだけれど、全体に努力をしていただきたいと要望しておきたいと思えます。

早川委員長 要望で、わかりました。

早川委員長 寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 今、ご要望いただきました件につきましてですが、最新のものにつきまして、現在集計のほう、各課のほうに回すことを準備しておるところです。

実際に1軒1軒を、進捗状況を確認することが現実に難しいところですので、一定期間をまとめましてですね、各課のほうに進捗状況を問い合わせた上で集計しまして、町長のほうにそれぞれ、時期を合わせて報告するようにはしておりますので、はい。

改めて、後ほど報告させていただきますので。

早川委員長 改めてデータですね。

谷崎委員。

谷崎委員 決算のことではないのですが続きで、去年、一昨年のタウンミーティングで自治区長要望と、道路公園等不具合システムができたときに、同等に扱うという話をされていたのですが、どうも余り同等に扱われていないと。区長要望のほう为重みがあると言われることがありまして、非常に区長要望というのは、文章書いたりアウトプットしたり、紙にしたり、面倒くさいので、道路公園不具合システ

ムに入れている区長もいますので、そういう点も、たしか2年ほど前のタウンミーティングで、この不具合システムができたときですかね、同等に扱いますので、どんどん入れてくださいとおっしゃっていたように思いますので、よろしくご指導お願いいたします。

早川委員長 田代町長。

田代町長 今、谷崎委員おっしゃっているのは、タウンミーティングで、皆さんが要望されたことについては、必ず区長さんを通じてくださいよということを、私は必ず言ってますよ、冒頭に。だから同等に扱うんじゃないくて、みんな住民の方は一緒ですからね、要望。だから自治区内で言えないこと、また個人的に言えないことがあるから、こういう場で言ってくださいよと。それでタウンミーティングの場で言えないときには、私に直接言ってくださいよと。しかし、それはあくまで自治区長さんを通じてやりますからって言うことは言うてあるし、自治区民さんにも、区長さんを通じてくださいよって言ったとき、区長に言うても聞いてもらわれへんでしょうって言われる方もありました。そんなときには、直接担当のほうに言うなり、私なりに言うなりしてくださいよと、委員さんがおられたら委員さんでも結構ですよということを言っていますので、必ずしも対等やから、ここに言ってくれって言う、そういう答弁をしたことはないと思いますけど。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 発言で、同じようにそういうシステムがあるのでどんどん利用してくださいと、同じように扱いますというような発言があったと思いますので。でないと、道路公園不具合システムの意味がなくなってきましたよね。その辺も十分活用されるよう、お願いいたします。

早川委員長 要望でよろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

谷地委員。

谷地委員 私から、89ページ、18負担金、補助及び交付金で、様々な取組をされているのですけれども、その中で、まず結婚祝金事業補助金、これは予算175万円に対して25万円、決算になっているのですけれども、25万円ということは、多分これ5組ということだと思っんですね。たしか一律5万円だと思ったので、となると、岬町内で新たに結婚された方、その条件に当てはまる人となると思う

のですが、それが5組とは、結構少ないなというふうに正直印象を持っているのですけれども、そこでお聞きしたいのが、実際結婚された方というのは、もしかしてもっといるのかと思っっているのですけれども、その条件に当てはまらないという人が、結構いらっしゃるのであれば、もしくは、その条件を考えたほうがいいのかと思うのですが、実際、結婚届を出された方の人数、あと、念のためにこの補助金に適用された方の人数、あとは実際、その届け出を出された方で、この補助金に適用されなかったという方が、何か要望か何か出されたりとかしないのかというのを伺いたいのと、あとは、同様に結婚新生活支援事業補助金、これも予算として150万円計上されていたのが、決算で50万円で、予算に届いていない状況、これについても、何かしら新たに結婚された方で、こういった補助金を使いたいというところが、要件に当てはまらないという形で、何かそういった問い合わせみたいなのがあったのかどうか。

最後に、奨学金返還支援補助金、これは去年、令和4年度、新たに実施された補助金で、これはすごい制度だと思っっているのですけれども、今、実質的には、予算250万円に対して9万3,000円で、件数としては大分少ないのかなと。実際これね、奨学金の返還が始まってからとか、あとそういったタイミングの問題もあると思うのですけれども、実際にこれは、決算を作った段階から、今、もっと件数が増えているのかっていうのと、あとは周知が一番難しいと思うんですね。何か届け出があつての話ではないので、その辺どのように工夫されて、制度を知ってもらおうという取組をされているのかについて、回答をお願いします。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 一つ目の結婚祝金事業補助金についてです。

この補助金につきましては、令和4年度から始めた制度になります。この制度ですが、岬町に継続をして6カ月以上居住していることを一つの条件にしているので、令和4年度から始めていますので、令和4年4月1日以降に結婚してからになるので、実際のところ、令和4年度については、半年以後からの対象になってくるので、件数としてはちょっと少なくなっています。この結婚祝金事業補助金についてなんですけれども、出産祝金とかだったら岬町に住所があつて、岬町で出生届を出したら対象になるということがわかりやすいんですけども、婚姻届は、岬町で出すとも限らないところもあるし、なかなかどれだけの婚姻届を出し

た人が、どれだけの人が対象であるかっていうのを追って調べるのは、なかなか個人情報のこともあって難しいので、この結婚祝金事業補助金については、もうちょっと周知のほうを積極的にしていかなければならないと考えています。

二つ目の、結婚新生活支援事業につきまして、条件ですが、令和5年からちょっと条件を、世帯所得のほうを、400万円未満を500万未満に。令和3年、令和4年は同じ条件だったんですけども、ちょっと令和5年から条件を緩和しています。年齢について34歳以下を39歳以下に、条件を緩和しているところです。

奨学金返還補助金ですが、こちらも、令和4年からの制度になりますので、条件的に1年間通して受付ができていないわけではないので、ちょっと件数のほうについては少なくなっています。こちらのほうも、この奨学金の支援返還の補助金だけでなく、ほかの補助金も全部と思っているんですけど、ほかの補助金に付いても、もうちょっと周知をするように何か努力していきたいと思っています。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 タウンミーティングとかでもね、町長始め、皆さんも、お聞きしたいと思うんですけども、結構住民さんとか、あと岬町とか、こういった子育てとか、いろんな支援がすごい充実しているのに、でも知られていないのがすごくもったいないという声が本当に多いんですね。私もこの辺の制度というところは、すごく岬町として、たくさんいい制度を作っていっちゃると思うのですが、周知が一番大きな課題かと思っていまして、たしかに結婚祝金事業補助金、これはたしかに届け出というところでは対象者全員がわかるというわけではないという、それはそうなのだというので、新たに認識出来たというところなんですけれども、あとは、それ以外にも少し気になっていたのが、この結婚祝金補助金は要件を満たした日から30日以内に申請してくださいとなっていたり、あとは結婚新生活支援補助金、これは、先ほど何か所得が400万円未満とおっしゃっていたと思うんですけども、今ホームページを見ると500万円未満となっているので、それは後で確認いただくとして、年齢の条件が、結婚祝金事業補助金は、婚姻日現在において夫婦のいずれかが39歳以下になっているところが、結婚新生活支援補助金のほうは、こちらは申請者及びその配偶者の年齢が結婚届が受理された時点で39歳以下という形で、違っていたりするんですね、同じ結婚された方への補

助金であったとしても。それなので、先ほど答弁で始まったばかりの制度だから、いろいろ条件は状況を見ながら、いろいろ変えていこうと、取り組んでいらっしゃるなどのことなので、ここは引き続き要望という形ですけれども、せっかくなので、制度が作られているので、その辺の、たくさん利用していただけるように、基準等々の見直しも柔軟にやっていただくというのと、あとは、一番周知というところにも、また一生懸命取り組んでいただければと思いますので、これは要望にとどめておきます。

早川委員長 寺田創生監。

寺田まちづくり戦略室企画地方創生監 谷地委員の質問のちょっと補足になるんですけど、結婚新生活支援事業補助金というのは、そもそも国の制度でありまして、国が毎年基準を緩和しております。それに合わせて、うちの要綱も緩和しているというところで、合わせまして結婚祝い金事業補助金につきましては、町単独の事業になりますので、この辺りを整合性を図るという意味でも、要綱の改正とかですね、前向きに取り組んでいきたいなど。それとPRにつきましてもですね、いろいろ補助金がありますので、積極的にPRしていきたいと考えてございます。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 さきほど別の質問でさせてもらった「岬暮らし」とかで、最初のほうの動画で、こういった子育て支援とか結婚祝金とか、そういったものをPRしたりするので、その辺も内外に活用しながら取り組んでもらえたらと思います。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今、谷地委員がお尋ねになっていた、奨学金返還支援補助金の利用者数というか、それを4人と以前、どこかで聞いたのだけれど、それは年度途中のことだったのかもしれないし、これは、坂原委員の大成果でできた制度で、ほんとうに良い制度だなと思っていますのでね。これの人数を2022年度、参考までに今年度も利用されている方、継続して恐らく利用されている人も含めて、人数を教えてください。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 令和4年度は4件の利用です。この令和4年度の方については引き続き継続で利用していただいています。

早川委員長 中原委員。

中原委員 今年度については4人が、5人、6人にまだ増えていないということですか。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 すみません。今年度の新規の人数なんですけれども、すみませんちょっと把握してないんですけども、何件かは届けは来ていました。

早川委員長 中原委員。

中原委員 この制度はですね、非常にいい制度だと思うのです。特に、今、本当に物価高で大変な時期でもありますから、これはさらに拡充することをぜひお考えいただきたいと思うのです。まずこの制度、就労初期なので、卒業してすぐの人ではないと利用出来ないことになっていますよね。だからもう何年も前から、若い子でも、何年も前から奨学金を返し始めた人は対象にならないわけです。ですので、もう少し対象の範囲を広げるとか、あとは対象期間が60カ月後、5年間ということなのでね。その期間を継続して、もう少し長く利用出来るようにとか、あとは年間の上限金額についても10万円までということなのだけれど、もう少し増やせないかと。たとえあと1万円でも2万円でもと思いますね。本当に奨学金を利用する人、学生さんが年々増えていきますけれども、もうほぼ二人に一人以上は奨学金を利用していますよね、実態として。その人たちにとったら、月々はね、数万円、1万円、2万円台とかが多いと思うのですけれども、返していくお金はね。それがやはり年間になったら大きいし、子どもを持つ、結婚する、そういうところの障害になるわけですよ。だから、それに対して、こういう事業を岬町が行っているというのは、非常に画期的な取組だと思うので、ぜひこれを拡充していくことをお考えいただきたいと、要望にとどめます。していただきたいと思っています。

それから、ほかのページのことをお尋ねしたいと思います。

決算書の77ページの一番上の「子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会議」5,000円という、首長会費5,000円という予算の執行が設けられています。ざっと、この首長会議が一体何なのかというのは調べさせていただいたのですが、これに入らないでと私は言いませんけれども、目的の中に、おやっと思ふものもあつたりしました。私がお聞きしたいのは、この首長会議に、この会議体というか、団体に参加するに至ったきっかけや経緯とか、

それから、この先の展開ですね、それなんかについてお聞き出来ることがあれば教えてください

早川委員長 川島副理事。

川島まちづくり戦略室副理事 委員のご質問にお答えいたします。

まず、この団体につきましては、令和元年11月に都道府県会館にて設立し、設立総会を得て会が始まったと聞いております。そのときに、全国で109団体が加入しておりまして、大阪府内では7団体加盟しております。

加盟に至った経緯につきましては、やはり近隣の首長さんから声をかけていただきまして、岬町につきましても、町を挙げて、花と緑を育てていることにより、子どもたちの健全な育成に役立つということも賛同しました結果、加入に至ったこととございます。

何分、会費につきましては、5,000円、コロナの関係で通常1万円の会費ですけれども、令和4年度につきましては、半額の5,000円に減額になった経過がありますけれども、年間1万なり5,000円なりの会費につきまして、活動につきましては、年1回の総会、各都道府県でございます。それ以外の活動につきましては、メールマガジンの送付であるとか、先進事例の紹介等になっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 今後の展開ということについてお尋ねしたのは、この団体は組織理念を幾つか持っていて、その中の一つに、大阪・関西万博への協力というものもあるわけですね。おっしゃるように、緑を大切にとか、SDGsの観点に立った様々な取組、昔からの日本の美しい自然を守るといような必要な観点、いろいろ書かれていると思ったのだけれど、そこに大阪・関西万博のことも、私にしたら、少し突如出てきているというか、いろんな文書がはり付けてあったというか、ありましたので、幾つか拝見しましたが、トップに時期のこともあるのか、大阪・関西万博を見据え、なにがしと書いてあったりするのですよ。私が今後の展開についてお尋ねしたのは、参加している団体であるとか、自治体に対して、会社なども、参加されていますからね、何らかの協力を求められるということがあるのかと思ってまして、そういう意味で今後の展開についてお尋ねしました。御存じのことがあれば、お答えください。

早川委員長 川島副理事。

川島まちづくり戦略室副理事 通常、対面式の会議等は年間通じて行っておりませんので、現時点では、直接の動員であるとか、協力依頼は現在のところ、来ておりません。

早川委員長 中原委員。

中原委員 引き続き、お尋ねいたします。

77ページのちょうど真ん中あたりにある、法律相談の弁護士委託料とあります。相談実績についてお聞かせいただきたいと思います。2022年度中の相談件数、受けられた件数を教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、決算書83ページの一番下の節12委託料、企画費の委託料の中で、住民情報システム改修委託料とありますけれども、これは歳入のところで聞いた介護保険に関連することなのか、金額が大分違うので、これは一体、どんな改修をされたのか、お尋ねいたします。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 法律相談の弁護士委託料の件です。令和4年度については106件の相談がありました。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

住民情報システム改修委託料につきましては、こちらはまず一つ目がですね、マイナポータルによるオンラインでの行政手続が行われるようにシステム改修をしたところです。

あともう一つ、社会保障・税番号データの標準レイアウト改版対応に係るシステム改修委託料で、こちらの二つが対象となる事業になっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 今のお答えいただいた二つ目のことを、もう少し詳しく何かイメージが湧くように教えてもらえたらうれしいです。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 こちらにつきましては、標準レイアウト対応で、社会保障・税番号制度のシステム改修というのが毎年のように起こっておりまして、国からこの部分を改定してくれというようなことで、毎年のように起こっているレイアウト改正という形になります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 レイアウトが変わるということですか。これはマイナンバーカードのことではなくて、マイナンバー制度に関わることと思って聞いているのだけれど、何の標準レイアウトか、もう少し教えてください。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 すみません、ご説明がちょっと拙くて申し訳ないです。

まずソフト整備という意味ではですね、介護保険のソフトを更新しております。あと作業というところで、個人住民税システムとか、児童手当のシステム、あるいは幼児教育無償化とか、介護保険制度とかそういったものを、マイナンバー制度を使っているいろいろ連携しているんですけども、その辺のシステムの改修という形になります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 多分このまま聞いていても、私には理解出来ない。森さんが拙い説明だなんて私は思わないのですよ。多分私がわからないと思うので、森さんにまたね、直接聞きに行きます。また教えてください。

次に85ページ、節18負担金、補助及び交付金の真ん中より少し上あたりにグローバル人材育成支援補助金とありまして、これは短期留学をされた学生に対するものかと、若者支援ということでもいいと思っているのですが、これお一人の方と考えていいのか、何か基準短期ではないと駄目かなとか、詳しく制度についても、この機会に教えていただきたいと思っています。

それから87ページの先ほど谷地委員から人権相談の実績について、意があるお答えをされておりました。その数のことなのですけども、もう少し私も詳細に聞きたいと思っています、この人権相談の相談件数は毎年いろいろな形で確認をさせていただいております。

それで、今さきほどお答えになった数は、新規と継続を含んだ数なのか。新規が何件、継続が何件とか内訳も分かれば教えていただきたいと思っています。

といいますのが、以前書面でご回答いただいていた相談件数で2020年度については、3件と書かれていて、そこに継続相談を除くというふうに書かれていたのです。さきほど谷地委員の質問に対する答弁で10件というふうにおっしゃっていたので、継続が7件かと思っています、詳しく教えてもらいたいと思っ

ています。

早川委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 企画政策推進担当、岡田です。

グローバル人材育成支援補助金についてです。この補助金は、令和4年度から始まった補助金です。令和4年度は、3件の利用がありました。補助金の上限が10万円としていますので、3件掛ける10万円の30万円の決算になっています。

この補助金ですが、高校などの学校教育活動の一環として実施する海外派遣プログラムで、その期間がおおよそ1週間以上、1カ月程度ぐらいまでの短期留学を要件としています。

早川委員長 米原課長。

米原人権推進課長 人権推進課、米原です。中原委員のご質問にお答えいたします。

先ほど令和4年度の実績数としまして、人権相談9件ということで回答させていただきました。こちらにつきましては、人単位での9名様ということです。延べ人数にしますと14件という形になるんですけども、令和4年度中に恐らく事前に紹介いただいたのは年度途中の経過だったと思うんですけども、年度内に全て完了してるということで前任者から報告を受けております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 私がさきほど10人でと言っていたのは、2020年度、令和元年度です。おっしゃるように2022年、令和4年度については途中までのご報告をいただいています、そのときは継続を除く5件というふうに、年度途中だったので今日全て実数として9人の方が相談で、この9人、西さんが出してくれた資料で。

そこに継続を除くと書いていて、継続を除くの意味も今考えたらよく分からないのだけれど、新規が過去3年度間で年度ごとに新規が何人ずつでだったか。それ以外が何人かで聞いてみまじょうか。それだったら分かりやすいかな。どうしたら分かりやすいのかな。

また詳しいことはお聞きするとして、さきほどの2022年度は10件とおっしゃったのですよね。2022年、10と言っていましたね。令和元年は、10と言われた。

委員長何かややこしいから、私はまた直接聞きます。

早川委員長 いいですか、直接お願いします。

米原課長。

米原人権推進課長 人権推進課、米原です。

まず先ほど述べましたのは、令和4年、3年、2年ということで令和元年の実績数はお答えしておりません。

単年度、単年度で国とかの相談件数につきまして報告しております。ただ、岬町において全てどこまでご本人様が解決できたかという満足度については把握できてないんですが、原則的には単年度、単年度でいろいろな相談機関とか弁護士相談とかにおつなぎして、解決しているという認識でおります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと訂正を入れておきたいと思います。さきほどから私、この人権相談のことで令和2年のことを令和元年と言い間違えていました。さきほど言っていた3人であったり10人であったりという話が出たのは、2020年度なので、令和でいうと2年度のことを指しています。詳しくはまた、担当課にお聞きしたいと思います。

このページの今の人権相談の上に、男女共同参画基本計画策定委託料というのがありまして、この件についても少しお尋ねをしたいと思っています。

今、多分パブリックコメントに出されていますよね。それで、10年ごとに更新の重要な計画だと思っているのですけれども、これは策定のための会議体というのか審議会とか何かそういうのをよくするのだけれど、そういうのってやっていたのでしょか。

早川委員長 米原課長。

米原人権推進課長 人権推進課、米原です。失礼しました。

こちらの今回と申しますか、令和3年度の当初予算で、こちらの計画につきましては、令和3年、令和4年度と2か年の負担行為をもちまして当初予算案として議会の皆様に議案を上程させていただきましてご審議いただき、ご承認いただきました。

計画としましては、令和4年度で事業完了を予定しておりましたが、コロナ禍等もございまして、こちらの計画等につきましては、岬町男女共同参画審議会委員という審議会がございまして、こちらの方々にコロナ禍であったために、本来

対面式での会を開催してご意見を求めるべきところを書面により案を郵送させていただきまして、皆様から批評等を徴収させていただきまして、パブリックコメントにつながるようご意見を求めた次第です。

早川委員長 中原委員。

中原委員 議会に、傍聴できる会議についてはお知らせいただけるようになってはいますが、この策定のための会議は見たことがないと思って聞いたのです。なるほど、コロナだったので、もう集まって会議は避けて書面で送って、また書面で意見を聞くということを繰り返してこられたということなのですね。

その書面の会議は、この計画の策定まで、何回実施されたのか。参考までにお聞きしておきたいのと、それから今回第3次ということになりますけれども、その前の10年間、昨年度までの10年間は第2期でした。ですので、第2期中で、途中で5年をめぐりに計画の見直しをするということもその第2次の中でうたわれていたのですが、そういった作業はされたのかどうか参考までにお聞きしたいと思います。

早川委員長 米原課長。

米原人権推進課長 人権推進課、米原です。

こちらの審議会の開催につきましては、案を各委員様に一度の郵送で一度の回答をいただきまして、それで取りまとめを進めさせていただきました。なお、前回の第2次の計画につきましては、見直し案は委員様等からのヒアリング等を行ったみたいですが、具体的に紙ベース等で公表するような意見等の見直しは行っていないと聞いております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 米原さんは、今のところへは最近配置されたのでしたかね。だから、前任者のことになるかも分からないのだけれども、誰がやろうがですけれども、これはその書面を1回送って意見を1回聞いて、はい10年計画です。それは私は余りにも粗雑な扱いだと思うのです。

男女共同参画は、もう何十年も前からそういうことが言われ始めたわけですが、現代的な課題が非常に多く含まれる非常に大事な計画だと私も今回の第3次のプランを見せていただいて思っているのです。

ほかのいろいろな計画をつくる時は、少なくとも複数回会議を開いて、いろ

いろな意見を聞いて、案を出してそれを見てもらって、また意見を聞いてというのをやりますよね。

それがなぜ今回こういう1回限りということになったのか。その要因はどこにあると思いますか。

早川委員長 西部長。

西総務部長 総務部の西です。

この計画について総務部の管轄になっておりますので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、コロナという非常事態の中ではありますが、非常に重要な計画であったのに、手続的に委員からご意見いただくのは1回きりになってしまったということについては、計画策定に当たりましては非常に反省しているところであり、私の立場からおわびをするというのもおかしいんですけども、今回の手続については申し訳なかったと思っております。

今回の計画については、国、大阪府の計画が2025年に今の男女総合参画プランの見直しも行われますので、当然上位計画とのまた整合も図っていく必要があると考えております。

そのあたりも踏まえまして、2025年に国・府なりの計画が出された段階で、改めましてその内容を踏まえた中身を検討して、今の計画をまたボトムアップしていきたいと考えております。それに当たりましては、今委員からご指摘を受けた住民を初めとした審議会の各専門的なご意見、それから国・府なりの先進的な計画内容、そういうのも踏まえまして、十分再度検討させていただきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 2025年に府の見直されたものが出てくるのですね。ということは、それを受けてもう一回たたき直すとなると、早くても2026年度、今は2023年度。どうしてこういうことになったのか。

率直に申し上げますけれども、この男女共同参画社会の実現、今はもう余り男女という言葉もどうかと、今回のプランの中でも男女の差別をなくそうとかいろいろ書かれていますけれども、ジェンダー平等という言葉がすごく前面に押し出される計画になっていて、現代にふさわしい言葉が出てくるなど思っている部

分はあるのですけれども、そういう大事な計画がなぜこんな粗末な扱いを受けてきたのかというのが、これは行政全体の中身から言って、もう皆さん御存じのことだと思うけれども、書かれていること自体が全課にまたがることです。

皆さん読まれたかどうかは存じ上げませんが、早々全ての課の全ての人に関わることなのに、こういう扱いを受けてきた、こういう扱いを受けつつ、次の10年間のとりあえずの計画を出そうとしているということ自体が、行政の本気度というか、この問題に対する意識の低さ、はっきり言います。低さ、これをもう露呈しているとしか言いようがない。私はほんとうに情けない。

私は、岬町の行政が行っていることは素晴らしいところをいっぱい知っています。いっぱい褒めています。よその市町村の委員さんからも岬町はいいな、いいなといっぱい言われています。それがここで汚点をつけるとはという、何かもうすごくがっかり正直しています。

ただ、もう過ぎてしまったことは仕方がないので、ここからどう立て直すのか、ほんとうに本気で行っていただきたいと。ハラスメントの問題も書かれているし、すごく大事な、皆さんが行政の職員としていかに能力を発揮して、いかに住民の皆さんに役に立つ仕事ができる環境をつくるかという点でも、非常に大事なプランなわけです。

だから、もうこれまでもう過ぎてしまったことは仕方がないので、ここから本当に西さんが今おっしゃったように府の見直し案を受けて、さらにボトムアップを図ると、バージョンアップをすると。

まずは、今パブリックコメントを行っているので、そのパブリックコメントを行っていますというのを、せめて盛大に宣伝をしていただきまして、この問題に興味を持っている方の意見を少なくとも今からでも一生懸命吸い上げてほしいと思いますし、まずは、出される第3次プランができるだけいいものになるようにということを要望するしか仕方がないと思っています。

1個だけ提案ですけれども、今からははっきり言って難しいと思っていますけれども、プランの中で余り数値目標が書かれていない、余りというかほとんど書かれていないというか、全く書かれていないというか。

例えば、女性の管理職を増やしましょう、審議会で女性の占有率を高めましょうというような、今大事なのはやはり責任がある部署に女性を多く配置していく

ことだと思います。行政の中で例えばやっ払いこうとすれば。

それなら、今何割かが女性の管理職です。それをいつまでに何割に到達させます。こういう目標の持ち方を持たないと実現できません。この問題は根深いのですから、だからそれをやっ払いこうと思ったら、今提示されているプランについては、そういうことが全くないので、バージョンアップのときでもいいので、ぜひそういう目標の持ち方をさせていただきたいし、それに向けて着実に前に進んでいっ払いほしいなど。

今日も、この会議の席に女性がいます。昨日はもっと多かったです。以前はもう男性ばかりだったのです。だからすごくうれしいなど思っているし、世の中には男と女半々です。だから議会の側も、男女同じ数を目指していくべきだと思っ払い、それが絶対住民の皆さんのためになっていきます。経済の世界でもそうなっ払いています。だからもう頑張っ払いくれと言っ払いしかないけれども、今後に大いに期待もしていきたくっ払いと思います。

早川委員長 西部長。

西総務部長 中原委員のおっ払いしゃるとおっ払いりで、岬町は男女共同参画推進条例を設けて、そこに六つの基本方針を掲げて男女が平等に暮らせる社会を目指すという方向性を示っ払いています。

当然、この世の中というのっ払いのは男性女性それぞれがおっ払い互い、男性女性だけじゃないですけれどもおっ払い互いの個性が活かせる社会をつくっ払いっていくというのっ払いのは、非常に大事だということっ払い行政に携わる者としては当然理解しておっ払いなければいっ払いけないことです。

その中で今回おっ払い叱りを受けたことというのっ払いのは、私どもとしてはもう弁解の余地がないおっ払いわびするしかないんですけども、先ほど言っ払いいただっ払いきましたように数値目標というのっ払いのは非常に大事だと私も思っ払いています。

その中で、先ほど言っ払いましたように国なり府なりが、また2025年に新しいプランをつくるに当たっ払い、一つの恐らくそこにも数値目標が出てくると思っ払いおっ払いりますので、そういうのっ払いも見ながら岬町の実情に合っ払い、さらにはその次を目指す計画となるような数値目標を定めて、具体的な取組を進めていきたくっ払い考えておっ払いりますので、ご理解いただっ払いきたいと思っ払いいます。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 私も今の中原委員のおっしゃった計画に対して、せっかくの機会なのでお願いしたいと思うんですけれども、さきほど言った数値目標は本当に大事で、この計画第3はもうこれは取組に対して2027年までに実施、2037年までに充実という、これはすごい抽象的な表現を使われているのです。

私、パブコメで毎回いろいろ意見を出させてもらいますけれども、目標設定とかを毎回指摘させていただいているのですけれども、そこは本当にきちんと考えていただきたい部分にあります。

条例の中でも、きちんと男女共同化を実際に推進するその政策の作成に当たっても、基金を推進できるよう配慮することと明記はされているものなので、そこはきちんと今回中原委員のおっしゃる指摘等々も真摯に受け止めて、きちんとした計画をつくっていただきたいと思います。

早川委員長 米原課長。

米原人権推進課長 人権推進課、米原です。

先ほど中原委員さんからご質問いただきました、各審議会の委員さんに対するご紹介等についての回数が1回ということでご回答させていただいたんですが、前回の第2次作成時から、岬町の各課においては進捗状況のヒアリング等は人権推進課において行ってきております。ただ、それが具体的に公表等をできていなかったということは否めません。

あと、谷地委員さんが今おっしゃられました数値目標等につきましては、現在第5次内閣府のほうで第5次男女共同参画社会の基本計画につきまして、国あと都道府県、市町村の各岬町で言うと部長職、課長職、係長職ということで数値目標を男女のそれぞれの目標をつくっております。

国の目標につきましては、10%から40%、係長級で40%ぐらいを国が目標値として定めておりますので、現在2次からに含めまして、岬町の目標数値としては大体国基準というふうにご理解いただければよろしいかと思います。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 危機管理担当、寺田でございます。

先ほど中原委員のご質問に対しまして、後ほどお答えさせていただきたいと申

し上げました、令和4年度の自治区要望に対する対応状況について改めて報告させていただきます。

要望件数は、令和4年度で岬町全体で236件ございました。それに対応する対応済み件数といたしまして174件です。そして、継続している件数につきましては62件となっております。全体での達成率は73.7%となっております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 お調べいただきありがとうございます。結構なすごい数ですね

私は個人的にいろいろな要望を受けたとき、例えばあそこの電球が切れている防犯灯を何とかしてと言われたときに、まず言うのは、あなたのお住まいの地域の自治区長さんに言ってください。自治区長というのは、区長要望書という特別な紙を持っていますと。その人から岬町の担当課があるからそこへ出してもらうという仕組みができているから、その仕組みを使って、あなたの要望を岬町に届けてくださいというのをまず言います。

それは、地域コミュニティとして非常に大事な仕組みだと私が思っているからです。だから、なるべくその仕組みを壊したり逸脱したりしないように思っています。

ただ中には、区長さんが嫌いとか、そりが合わないとかいろいろなことがあるようで地域の中では、そういうときに私から直接担当課にこういう声があるのですということをお伝えさせていただいたことは過去にもあるし、これからもあるかもしれません。

ただ、私はこの自治区の制度というのは、大事に守っていくべきものだと、自分たちの地域を自分たちで守っていく、そこに行政が役割を果たしてくれる。それは大事だなと思っていて、さきほどネットで通報できるシステムのことは、何だか宙に浮いたままで終わっていますが、私はそんなふうに自治区の区長さんの役割は大事だと思っているのです。

ただ、なかなか区長さんのなり手が、本当にどこの自治区でもご苦労なさる中で、さきほどの写真をつけて云々の話。そこで引き受けてくれた区長さんが、さらなるご苦労を背負うようなことにはなってほしくないと思っているのです。

さきほどの答弁の中で、すぐパソコンに落とせるようなら対応できるがということでした。どうも多分私に困り事ということでブツブツ言われた方は、そうで

はなかったのでしょうか。すぐパソコンにつないで画像が送れるというようなものではなかったのだと思います。

例えばそうであるならば、スマホに写った写真を担当の方がカメラで撮るなりスマホで撮るなりして、自分のパソコンに送ってプリントアウトする。これならできるのではないかと。余り何か画像が鮮明ではなかったりするかわかりませんが、場所が分かって地図上に場所が示せて、そこがどういう状況にあるのか聞き取って分かると思うのです、ある程度。

実際上は、例えば都市整備部の土木が動かないといけないということになったとしたら、そこに渡したら現地を見に行くじゃないですか。それで分かるのではないかと私は思うのですね。

何かもう時間のこともあるのでいいのですけれども、今後ぜひそのご苦勞を買って出ていただいた区長さんに、さらにご苦勞をかけるようなことができるだけないようにしていただきたいというふうに、ご苦勞のお話をお聞きして思ったものですから、行政も大変だとは思いますが、ぜひ工夫をして対応していただきたいと思います。

でも年間これだけの件数で7割以上の対応をされて、引き続き継続は62件ということでありましたけれども、そこについても頑張ってお望みに応えていただきたいと思います。

早川委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで総務費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

決算書の118ページから121ページの目9、文化センター費をご覧ください。

質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書119ページの文化センター費の節12委託料の中にある、総合生活相談事業委託料の実績についてお聞きいたします。

2022年度中相談件数が総じて何件あったのか。それから多奈川と淡輪、どちらで何件ずつであったのか教えてください。それともう一つ、総実件数一人の

人が何回も同じ案件で相談に来られたりすることがありますので、実件数としては何件か、それも併せてお答えください。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 生涯学習課の岩田です。

委員の質問にお答えいたします。令和4年度の実績、実人員は9名でございます。延べ件数は14件でございます。

それから実際の実件数、すみません、その分についてちょっと後でお答えさせていただきます。

早川委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで民生費の質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。

決算書の192ページから197ページをご覧ください、

質疑ございませんか、

谷地委員。

谷地委員 197ページの12委託料。ここでは、避難行動要支援者名簿システム保守委託料となっていますけれども、現在のこの避難行動要支援者名簿の登録されている人数が何人かというところと、あとはこの令和4年度で、令和3年度から実際何人増えたのかと、あとは避難行動要支援者という方は、ある基準をもとに多分対象者の方という母数が決まっていると思うのですけれども、その中で、現在名簿として登録されている方は全体の何割程度なのか。そちらについて回答をお願いします。

あともう一点、18の負担金、補助、及び交付金で、予算のほうでは自主防災組織育成事業補助金として31万8,000円が計上されておりましたが、これが執行されなかった理由について説明をお願いします。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 危機管理担当、寺田です。

先の避難行動要支援者名簿人数につきましては、すみません。後ほどちょっと改めて数字のほう回答をさせていただきたいと思います。

そして、自主防災組織のこちら補助金についてですけれども、今回令和3年度から実際に利用の方が少なかったこともありますので、令和4年度中につきまし

でも、再度自治区長連合会役員会のほうでも利用について啓発させていただいたところですが、現実には実際にはお問い合わせはありましたけれども、内容については申請されるに至らなかったためゼロ件となっております。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 避難行動要支援者名簿、この数値的なところは後で回答いただくということなのでそれと合わせて、実際はこの避難行動要支援者名簿にどんどん登録してもらって何かあったときにきちんと避難支援をできるようにというところを作らないといけないものかと思うのですけれども、そういうところは個人情報に関わる場所なので、ご本人さんに登録をやはり承諾していただかなければいけないところで、その辺できる限り登録してもらうために、どのような努力をされているのかその取組についても、併せてその数字と一緒に改善のほうを後でお願いできればと思います。

自主防災組織については、これは引き続き自治区長連合会さんのほうを通して、これもやはり何かあったときには自主防災という非常に大事な仕組みだと思うので、そこに対して必要性等々をきちんと説明していただいて、できるだけ自主防災を広めていっていただければと思うので、これは要望にとどめたいと思います。

早川委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで消防費の質疑を終わります。

お諮りします。

中原委員。

中原委員 質疑が終わったらまずいと思います。後で回答すると言っているから、ここで一旦置いておかないといけないかと思っていますが。

早川委員長 すぐに出ますか。

管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 休憩後に。

早川委員長 休憩後に返答いただくということで、よろしいですか。

暫時休憩に入ります。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 再開は2時50分、52分にしましょうか。15分休憩します。

午後2時38分（休憩）

午後2時52分（再開）

早川委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

初めに、人権、米原課長より先ほど通知の訂正の発言があります。どうぞ。

米原人権推進課長 人権推進課、米原です。

先ほど中原委員さんからご質問いただきました、相談件数についての数字の訂正をさせていただきたいと思います。

実績数令和4年度、2022年度につきましては、延べが9、実数が8、令和3年度、2021年度につきましては、延べが4、実数4、令和2年、2020年度につきましては、延べ3、実数3というふうに数字の訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

早川委員長 寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 危機管理、寺田です。

先ほど谷地委員からご質問にありました、避難行動要支援者名簿の件についてでございます。こちらについて改めてお答えさせていただきます。

こちら毎年8月に更新しておりまして、現在令和5年8月末ということで最新のものの数字を用意しております。名簿対象者数につきましては3,782人。そのうち同意ありの意見をいただきましたのが1,267人。同意なしとお答えされたのが63人。同意しているかどうか不明のままお答えいただきましたのが99人。そのうち、また別の施設に入所されてる方が107名です。

そして、こちらのほう、全体で返送をいただきましたのが1,536件、全体の40.6%です。そして未返送、返送いただけなかった場合が2,246名で、59.4%となっております。

そして、この支援者名簿の作成についてですが、町の方からも各自治区長連合会の役員様のほうにお願いしまして、岬町のほうから封筒のほうで届きましたら、個別避難計画の作成と併せてお声がけしていただきたい。

内容につきまして避難行動要支援者についての名簿の作成については、地元のつながりを十分に活用いただけたらということをお願いしているところです。そして、10区、11区の方には改めて別途に協力のほうもお願いしている次第で

ございます。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 生涯学習課の岩田でございます。

中原委員のご質問につきまして改めて回答させていただきます。

総合生活相談、令和4年度の実績でございますが、総件数のうち多奈川において6件、淡輪において8件でございます。

実人員につきましては、多奈川が6名、淡輪が3名でございます。

早川委員長 よろしいですか。

中原委員 ありがとうございます。

早川委員長 これで消防費の質疑を終わります。

続いて、教育費に入ります。

決算書の196ページから227ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 201ページの12委託料。文化芸術育成事業委託料の、これは多奈川小学校で行っている車椅子ダンスのことかと思うのですけれども、これは私たち委員も毎回見させてもらっているのですけれども、毎回すごく感動し、すごくいい取組だと思っていまして、逆にだからこそ、もっといろいろな人に見てほしいと思うのです。となったときに、これをもっと参加者を増やせるような形で周知等を含めて、行ったほうがいいのではないかと思うのですけれども、その辺今後どのように考えてらっしゃるのかお考えをお聞かせいただきたいです。

早川委員長 保田指導課長。

保田教育委員会事務局指導課長 失礼します。指導課、保田です。

谷地委員の質問にお答えいたします。

この車椅子ダンスは、ジェネシスさんという方が毎年小学校6年生を対象にしている芸術文化の事業であります。当初、小学校6年生を対象にしていたのですけれども、2年目からは保護者も入れようということで、保護者対応もしておりました。

ただ、3年間コロナがありましたので、コロナの時期につきましては、子どもだけであったりとかオンラインでの交流ということも実証してきておりました。

今年度につきましては、保護者、全ての6年生の保護者につきましてはプリント等で周知させていただいております。

併せて、今回多奈川小学校で会場となりましたので、多奈川地区の福祉部の方にも招待という形で案内はさせていただきました。

今後ですけれども、体育館のキャパ等もありますので、人数の制限があるかもしれないんですけれども、よりよく町民の方にも周知しながら、できればいろいろな芸術作品を見ていただく機会を設けていけたらなというところですが、具体的にはまだ決まっておりません。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 できるだけ多くの方にというところで、いろいろ考えて取り組んでいらっしゃるところは、今説明で理解できましたし、確かに淡輪小学校の体育館を活用してはみたいな話を別でお伺いしたときには、2階だからとかいろいろな制限が車椅子というのは、やはり取組というところであるのかと思うのですけれども、すごくいい取組だと思うので、いろいろな形で複数の場所でやってもいいのかなぐらいに思っているので、引き続き、また検討よろしく願いいたします。

207ページ、14工事請負費。この小学校のトイレ改修工事、深日と淡輪で実施されている。一応確認させていただきたいのが、この工事の請負業者さんはどこなのかというのを教えてください。

早川委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 学校教育課の松井です。

工事請負費の小学校、淡輪、深日の工事請負費の業者の方です。すみません、失礼しました。トイレ改修工事の委託先につきましては、淡輪小学校は大塚組さんと、深日小学校につきましては岬水道商会さんになりました。

早川委員長 谷地委員。

谷地委員 学校の地元の業者さんと思うので、こういった学校等々のところではできるだけ地元の業者さんを使っただけだと確認できたので、これについては大丈夫です。

早川委員長 中原委員。

中原委員 決算書の199ページ、事務局費の一番初めにある節1報酬、学校運営協議会委員報酬とあります。

これは、学校運営協議会という会議体というか組織を、2022年度においては多奈川小学校に設置をしたところだと思うのですが、その内容についてお聞きしたいと思います。

会議が何回開かれたのかとか、その議題といいますか、どういった内容で実施をされたのか等についてお聞きしたいと思います。

早川委員長 保田指導課長。

保田教育委員会事務局指導課長 指導課、保田です。

学校運営協議会について説明させていただきます。多奈川小学校が2022年度にモデル校として1校進めているんですけども、学校と地域が一体となった学校づくりを進めるために設置をする、いわゆるコミュニティスクールという形で呼ばれています。

昨年度ですけれども、多奈川小学校におきまして3回実施いたしました。学期ごとに3回です。今回初めてということもあったので、1回目につきましては、こういうコミュニティスクールとはどういうものなのかというところに合わせまして、その多奈川小学校の学校運営の基本方針を承認いただくという形で進めております。2学期につきましては、各学校の多奈川小学校の子どもたちの様子を見学していただいて、委員の方からご意見いただくという形を進めております。

昨年度は、次年度の150周年にも向けてのご意見もいただいたりとか、そういう部分で協力いただきました。3回目につきましては、次年度の学校運営の基本方針を提示をしまして、次年度の計画を承認いただくという形で3回終えております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。そこで、その承認をされるという運営方針で、具体的にはどのような中身だったのでしょうか。

早川委員長 保田指導課長。

保田教育委員会事務局指導課長 指導課、保田です。

学校基本方針といひまして、毎年各学校がこういう学校にしたいという目標を立てております。いろいろな部分にわたるんですけども、その一つ一つの部分を方針として提示をするという形です。

中身については、学校行事であったりとか子どもたちの授業の内容に応じたよ

うな内容も含めております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 多奈川小学校においては、その学校の基本方針、要するに承認を受けた中身をもう少し具体的に知りたいのですけれども、教えてもらえますか。

早川委員長 保田指導課長。

保田教育委員会事務局指導課長 失礼します。指導課、保田です。

今ちょっと手元にその多奈川小学校の基本方針の一覧というのを持っていませんので、ちょっと詳しくはお伝えすることはできないんですけれども、目指す子ども像という形で、こういう子どもを目指しますというところからスタートして、いろいろ細分化していくというような形です。すみません、ちょっと詳しくお伝えできなくて申し訳ないです。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。その学校の基本方針か何かが、問題があるようなものはないと私は思っているのです。

ただ、これは条例制定があったとき、私はこの規則、条例制定だったのかな。よく覚えていないのですけれど、この学校運営協議会を設置するというものには、私は懸念があるというふうに表明をしておりました。

というのが、学校運営に関する基本的な方針を学校運営協議会に承認してもらおうという仕組みなのです。私はその在り方が本来の学校における教育という活動の在り方から見て、承認をしてもらおうというのがちょっとどうなのかという思いがありましたので、実際の運営はどのようになっているのかと、きっといい面を生かして運営をされているのだと思うんです。

地域とともにある学校ということをやったって、大事な視点だと思うのだけれども、この承認を受けなければならないというのが、私には違和感として映っておりますので、そこがどんなふうに運用されているのかというのが気になってこのたびお尋ねをしたところです。

それで、もう少しお尋ねをするのですが、学校運営協議会はいろいろなことをできるように仕組み上なっていますよね。その中で、例えば協議会は職員の採用、その他の任用に関してものが言えると、意見を述べることができるということになっているのです。教育委員会とか大阪府の教育委員会にまで、文句があったら

言えるわけです。そんなことが書かれていて、これに類するような事柄が2022年度、昨年度中に起こったりということはないと思うのですけれども、そういったことはなかったのですか。

早川委員長 古橋教育長。

古橋教育長 教育長の古橋です。

先ほど委員が懸念と言われてました承認というところなんですが、教育委員会規則においても、国の標準的な規則においても承認という言葉を使っております。

行政用語といいますか、そういう形で承認というふうに使っておりますが、実態的にはいわゆる理解をしていただくというふうに捉えていただきたいと思います。承認となりますと、承認をしていただかないとそれができないのかという形になりますので、行政用語上承認という言葉を使っておりますけれども、理解をいただくというふうにご理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

それと人事に関することについても、国の示された標準規則でありますとか町のほうの教育委員会規則にも示しております。ただ、個人的な部分については避けるということも示しておりますし、同時に、例えばここが弱いのでこういう先生が必要ですよとかいうような類いのもので、人事権に及ぼすというものは想定してないということと、そういう件については令和4年度の運営協議会の中ではございませんでした。

早川委員長 中原委員。

中原委員 実際問題としては、この仕組みが思わしくない方向に働くということは、余りないのではないかと私は思っているのです。

ただ、何かの意図が働くことができちゃうのです、この仕組みは。何かの意図を持ってということができてしまう仕組みであるということと、それからこの協議会の委員に校長先生だとか教職員が入ったりとか行政職も書かれていますけれどもということで、非常に忙しい先生方のその仕事が増えるのではないかとということも心配になり、ただおっしゃるようないろいろな地域の方の声、学識経験者の声なども聞いて、いい教育につながればそれはよりよいわけで、この仕組みをよい方向に活用していただければいいのではないかとはいっていますが、仕組み上は私は懸念を持たざるを得ないような仕組みではありますので、そこの運用はお気をつけいただきたいなというふうに思っています。

もうちょっと別のことも聞いてもいいですか。

早川委員長 どうぞ。

中原委員 ありがとうございます。

決算書の207ページ、どうでしょうか。目51学校管理費、ここは小学校費の中になりますが、トイレ改修について節12の委託料と節14で工事請負費ということで、小学校の深日小学校、淡輪小学校この二つにおいてトイレ改修が行われたということで、先ほど谷地委員のほうから工事について地元業者の施工だったかという確認もあったところです。

これは、坂原議員の専売特許なんです。だから、私はちょっと質問しにくいんだけど、なり変わってというわけにはいきませんが、私もこれのさらに洋式化です。これが進むようにということを私もずっと思っていたので、関心を持って推移を見せていただいていたおりました。

それで洋式化率が今どこまで来ているかということは、すぐ分かりますでしょうか。後でもいいです。いや、というか公表されているこの分野で言うと、文部科学省か何かの全国のデータがあるのですけれども、それは令和2年9月1日現在と書いてあるのです。だからちょっと古い、全国に調査をして取りまとめて出てくるのは、どうしても1年後ぐらいの話なのです。それなので、そこからさらに岬町は頑張っているわけで、今どこまでいっているかお聞きしたかったのですが。

早川委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 すみません、教育委員会学校教育課、松井です。

洋式化率は出ているんですが、ちょっと手元にないので、後から回答させていただきます。すみません。

早川委員長 中原委員。

中原委員 お手間をおかけしますが、後ほどで構いません。お答えください。小・中学校と幼稚園についても、教えていただきたいと思っておりますのでお願いします。

同じページのもう少し上の節19扶助費についてお聞きいたします。

これは、備考のところの上と下と分かれておまして、上半分は準要保護児童何とか代とか、何とか費と書いてあり、これはいわゆる就学援助のことなのです。経済的に困窮な家庭に育っている子どもにも教育の機会均等をということで実施

されているものです。

この就学援助の費目ですが、今現在岬町では、就学援助費は全部で14項目国としては定めているのですが、その中で岬町が実施している費目を確認させていただきたいと思います。まず、そこからお願いいたします。

早川委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 学校教育課、松井です。

就学援助の実施対象費目につきまして、岬町が実施しているのは学用品費など通学用品費、入学準備費、校外活動費、修学旅行費、オンライン通信費、以上となります。

早川委員長 中原委員。

中原委員 給食費もですね。

松井教育委員会事務局副理事 すみません、失礼いたしました。給食費もです。

中原委員 給食費、分かりました。全体の費目としては14費目あるわけですが、その中の3分の1ぐらいかな、岬町が実施しているのは。これをさらに費目を広げるべきだと思っているのですが、ちょっと確認をしたいことがありまして、岬町のホームページで就学援助制度についてという周知のための紹介の記事があります。

その中の記述で、学用品・通学用品購入費と書いてあるところがあるのです。これは、学用品費と通学用品購入費を一つのものとして扱っているのですか。国の考え方としては、学用品費と通学用品費は別なのですが、中黒で一つの項目であるかのように書かれております。

それからもう一つ、新入学児童・生徒学用品というのと通学用品購入費、これも何か一つにくくられているのですが、ここの解釈がどう考えるべきかがよく分からないので、岬町としてはどう考えているのかと思い教えてもらいたいと思っています。

早川委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 学校教育課、松井です。

ただいまの質問、通学用品費、学用品費はおのおのの細節の中では準要保護児童学用品代というふうに名称を打っているんですけども、おのおの別となっております。学用品は学用品費、通学用品費は通学用品費として支給のほうをさせて

いただいております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ありがとうございます。そうしましたら、通学用品費も岬町は項目として設けている、支給対象だということですね。分かりました、ありがとうございます。

それで、ほかの費目もいろいろありますよね。ですので、ぜひほかの費目についても対象になるように頑張っていたきたい。これは、まず担当課から財政に要望を上げていただきたい。そして財政がどうなのか分かりませんが、一つ一つ費目を増やしていったいただきたいと要望しておきたいと思います。

それで、この制度の周知のことについてお聞きをしたいのですが、時間短縮頑張ります。岬町は、文部科学省が全国の就学援助制度がどのように扱われているかというアンケートというのか調査をして、市町村が答えてそれをまとめたものがあります。2022年の7月時点のものが公表されておりました。就学援助の実施状況についてということ。

その中で周知の方法が岬町の場合、入学前の周知が少し不十分なように私は思っているのです。それなので、要は小学校に入学する前にこの制度を何らかの形で伝えるという努力ができないのだろうかと思っているのですが、そこはいかがですか。

早川委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 おっしゃるとおり周知のほうがなかなか行き渡っていないのが現実であるようです。

入学する前に準備金というのが提供されます。そのときにこちらのほうで入学対象児の子どもさんについてご連絡のほうをさせていただいております。

ほかの2年生、新2年生から6年生につきましては、中学生も含めてなんですけれども、学校のほうから新学期が始まったときに周知のほうのプリントのほうをお配りさせていただいているところでございます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 確かに就学案内の書類の中に、就学援助のお知らせも入れておられるということですね。何かどうも文科省が公表しているところでは、そこに丸がついていないので岬町が、でもほかの箇所を見たらそれしているのが分かるのです。

だから、多分丸が欠けたのかと思ったのですけれども、ぜひその周知の努力を

していただきたいと思うし、おっしゃるように周知が行き渡っていないようだと
いうことで、御存じない方ももちろんたくさんおられるのですが、学校現場では
非常に努力されていると私は見ていますので、入学してからはいろいろな
場面で知っていただけるように、先生方だとかそれぞれの学校も努力されている。
学校での配布とか、あとはプリントも結構分かりやすい資料をつくっている
と私は思っています。

基準になる年間の収入がこれぐらいだったら対象になるよとか、何人家族だっ
たら幾らとか、すごく工夫されてつくられているな、分かりやすいなというふう
に思っているの、それをできるだけ早く該当するかもしれない家庭にきちんと
伝えて行っていただきたいと努力をしていただきたいと思えます。

その努力の一つで自治体の広報紙、要は岬だよりにどこかのタイミングで載せ
るということも考えていただきたいなと。今はやっていませんよね。それなので、
それもぜひ努力をいただきたいと思っています。

それから、先ほど町のホームページで、就学援助制度についてのお知らせのこ
とに触れました。更新日が2018年2月1日となっています。この記事の中
には、オンライン学習通信費が載っていないのです。

せっかく岬町はやっているのに載せないと思ひ、ぜひこれは少しの手間か分
からないけれども、援助の内容のところにぜひ頑張ってやっていることなので、
オンライン学習通信費もやっていますということが分かるように、反映してい
ていただきたいと思うのですが。

早川委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 学校教育課、松井です。

通信費につきましては、令和3年度より開始いたしました。なので、そこには
入っていないのかなというふうに思います。

早川委員長 中原委員。

中原委員 制度を拡充したら大変ですよ。仕組みづくりもあって、お知らせもあって、
そのお知らせの一つにホームページの更新もあって、本当に皆さんご苦労だと思
うのですけれども、インターネットで特に若い世代は情報を得るようになってい
ますから、ぜひ早くこれは付け加えていただきたいと思えます。

それで、この制度のさらなる拡充をということで、先ほども費目をぜひ増やし

てほしいという話をしましたが、対象も広げるべきだと思っているのですが、そこについてはいかががお考えでしょうか。

早川委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 対象といいますと基準率のことだと思います。

基準につきましては、今までの基準をずっと昔からずっと使っているところなんですけれども、近隣の市町村の状況を見ながら今現在を下回らないような基準の改革とかも考えていかなければいけないなというように考えております。

拡充については、また財政が圧迫しないようなものから一つ一つ今試算をしているところがございます。少しでも利用できるようなものがあれば、今全てではないんですけども考えているところがございますので、よろしく願いいたします。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ぜひ努力をしていただきたいと思います。今試算をしていると聞いてすごいと思いました。試算だけに終わらないように本当に一つ一つでもいいので、よその市町村は対象を非常に幅広く設けていて、岬町のこの就学援助が決してよいとは私は言いませんけれども、でも細かい点で努力しているということは存じ上げています。

生活保護基準というのが考え方の基本になるわけですが、それが何年か前に改定を勝手に国が行って基準を変えたわけです。変えて厳しく国はしたのですけれども、それは反映しないでおこうというような努力をしたり、いろいろ努力できる場所でしておられるのは存じ上げているのですが、その基準の見直しもう余りにも長い間なされていない。

その間に物価がどんどん上がっている、どんどんみんな貧しくなっているということがありますので、ぜひ暮らしをしっかりと支えていくということで幅広くほかの自治体においてはかなりいろいろな基準を設けて取り組んでいますので、そこも調査しながら、さらに拡充をしていっていただきたいと思います。

早川委員長 ほかに質疑はございませんか。

竹原委員。

竹原委員 223ページ、生涯学習で1件お願いいたします。

下の方です、報償費。生涯学習課で岬町スポーツ文化参加奨励金ということで

14万円支出されております。これは、恐らく町内の方が全国大会に出場するなどの優秀な成績を収めたことに関して、奨励金を出しているものかと思っております。何年か前からしていただいておりますが、過去にはこういう立派な成績を収めたことによって施設が充実したり、そういうような取組もしていただいたこともございます。

実際14万円、どのようなところに支出されて、種目で結構ですのでご披瀝お願いいたします。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 生涯学習課の岩田でございます。委員の質問にお答えいたします。

令和4年度の件につきましては、第98回日本選手権水泳競技大会において2件、2022年度関西ジュニアテニス選手権大会が1件、スポGOMI甲子園が1件、それから第104回全国高等学校野球選手権大会が1件、令和4年度第39回全日本小学生ソフトテニス選手権大会が1件、2022年度全日本ジュニア柔道体重別選手権大会が1件、第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会ねりんピックかながわ2022年が1件でございます。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 紹介いただきました水泳、これはアーティスティックスイミングのことかと思いつつながら、またテニス、ソフトテニス、柔道、そして高校野球。スポGOMIと聞いたのですけれども、これは何だったのか。

早川委員長 岩田理事。

岩田教育委員会事務局理事 生涯学習課の岩田でございます。委員の質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、岬高等学校さんが団体としてゴミを拾う甲子園ということで全国で行われている大会でございます、それに参加した際のものでございます。

早川委員長 古橋教育長。

古橋教育長 スポGOMIについて、ちょっと補足をさせていただきます。

出場等については、先ほど課長の方から述べたとおりなんです、スポGOMIといいますが、ゴミの収集いわゆるゴミ拾いをスポーツというふうにつけて、

主に海岸なんですけれども、海岸でゴミを収集する。その量、そしてその質を審査の対象として行われているというものでございまして、岬高校が大阪府、たしか参加17校ぐらいだったと思うんですけど、17団体の中で優勝されて全国大会に行かれたということで聞いております。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 ありがとうございます。なるほど、岬高校さんも頑張っているのだと思っております。これは、恐らく高校野球と一緒に年1回大会があるのでしょうか。また、私も情報収集しながら、いろいろな面で応援させていただこうと思っておりますので、ご回答ありがとうございます。

早川委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 すみません。先ほど、トイレ洋式化率の件でご質問された回答のほうをさせていただきます。

幼稚園につきましては45%、小学校56%、中学校34%です。

早川委員長 ほかに教育で質疑はありませんか。

中原委員。

中原委員 トイレの洋式化率をご報告いただいて、ありがとうございます。引き続き、洋式化が進むように努めていただきたいと思います。

トイレに関わり、生理の貧困という問題とも相まって学校トイレに生理用品を設置してくださいという、地域によれば学生の運動があったりするわけなんですけれども、岬町はそこは検討されましたでしょうか。

以前、一般質問でお伝えもしたのですが、学校ではいわゆる保健室に取りに行くということをご答弁でもいただいていたのですが、わざわざ生理があるというのは女性が健康な証拠ですので、当たり前なことなのだけれども、生理用品ナプキンをもらいに行こうと思ったら、わざわざ私は今日は生理なんですと言わないといけないということですよ。

それはやはりやりにくいです。なぜそんなことをわざわざ女の子だけがしないといけないのかと私は思うのですが、ぜひ生理用品を学校に配置するように、徐々にこれも全国的に増えてきているのですが、岬町でもぜひ取り組まれたらどうかと思っているのですが、その点についていかがでしょうか。

早川委員長 保田指導課長。

保田教育委員会事務局指導課長 指導課、保田です。

先ほど中原委員さんがおっしゃっているように、子どもたちが保健室に取りに行くというところもあるんですけども、この件に関しましては学校のほうでも一度置くということで検討できないかということで話はしております。保健室の先生からであったり学校長も含めいろいろご意見いただいています。

保健室に取りに来るとい一つ目的としては、小学生・中学生のまだ子どもになりますので、そういう子どもたちが保健室に来て、そこで対話をしながらどういう状況で忘れたのかとか家がないのか。本当にただ単に忘れたのかというところから、子どもたちといろいろな話をしていくことの重要性が大事だということ、今におきましては保健室で対応するということになっております。

実際置くとすれば、どうしていったらいいのかという話も実際させていただいたんですけども、トイレの入り口に置くものなのか、個室に置くものなのかというところも、いろいろどういう容器に置くのかとかそういうことも話し合いはしているんですけども、今現在ではやはり小・中学校の子どもに対応するに当たっては、養護教諭の先生であったり女性の担任の先生であったりの対応でしていくほうが望ましいということで、今に至っております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。学校は分かりました。

おっしゃることもそうだと思います。保健室に取りに行ってもらって、その子がどういう状況にあるのかということを手掴んで必要な対応が出てくるかもしれない。

例えば一人親で、お父さん一人しかいないという場合に、親に言えないとかいろいろな状況があると思うので、援助につながっていくということはよく分かります。けれども、選択肢はやはり増やすべきだと思うので、ただうれしいなと思いましたが、学校にきちんと投げかけて学校も受け止めて検討して下さったと、そこはすごく大事だと思います。

この学校トイレに生理用品が配置されるというのは、徐々に広がっていますし今後もそれが広がっていくと思うのです。だから、ほかの自治体、学校等での実態もキャッチしつつ、岬町でどういうことができるかということを引き続きお考

えいただきたいと要望しておきたいと思います。

教育に関わって、もう一つ声が寄せられておまして、今から言うことは何か他の委員さんも多分どこかの場で言っておられたと思うのですけれども、小学校に行くのに電車に乗っていかないといけない子がいる。どうしてその子だけ電車賃がいるのか。何とかできないかということ、どこかの会議の場でも聞いたように思うし、まとめておられたように思うのですけれども、私のもとにもそういう声が寄せられまして、当事者ではなくご年配の方だったのですけれども、通っている子どもたちの様子を見て、何で住んでいるところによって義務教育なのにお金がかかるのだろうなど、町はそういうことに通学費ということで、必要な子に定期代を出したりとかそういうことはできないのかというように投げかけられまして、それは大事な問題だと思いましたので、この場でお聞きしようかと思います。いかがでしょうか。

早川委員長 小川次長。

小川教育委員会事務局教育次長 教育次長の小川でございます。

これは、一般質問の中で大里委員の質問でご回答させていただいた内容ですが、内容につきましてはいわゆる孝子小学校が合併をして、淡輪小学校に入ったときに孝子の子どもたちにいわゆる電車賃の補助がというようなお話だったというふうに思っています。

これからいわゆる統合するときに、地元の孝子の保護者のほうから必要性というのが直接聞けてなくて、いわゆる要望がなかったというご判断が当時あったかなと思っておまして、私が答弁させていただいた内容については、いわゆる孝子の子どもたちが淡輪小学校に併合するときの電車代ということ、これは早川委員も同じ質問をさせていただいたと思います。

早川委員長 中原委員。

中原委員 3人の委員が同じことを要望しているんですね。

それを受けて何かお考えになったりとか何かないのでしょうか。

早川委員長 小川次長。

小川教育委員会事務局教育次長 ちょっと内容についてのご確認をしたいんですが、いわゆる小学校の全生徒で、いわゆる電車が必要な方への補助という理解ですか。

今のところ、実際のところこれからの検討課題になると思います。ただ、定期

として出して、全額ということはなかなか難しいですけども、補助していくということについては、財政ということもございますし、財政状況の分析もございますし、一定方向性としては支給はなかなか難しいかと思っておりますけれども、検討課題としては今後進めていきたいなというふうに思っています。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ぜひ前向きに御検討を。孝子の子だけではないですよ。例えば、みさき公園団地とか青葉台とかあそこに住んでいる子たちは、みさき公園駅から淡輪駅まで一駅乗ったりしますので、確かに合併のときのいきさつ、孝子小学校の子どもたちが少なくなって、よくお話をされて結論として、淡輪小学校に通いましょうということに、それを選ばれたということがありますけれども、そのときとはまた状況も変わってきたりもしているのです、ぜひわずかのところからだったとしても、一部補助とかそういう形であったとしても応援をしていただきたいと思います。

もうちょっと質問していいですか。

委員長、この件で何か言いたいことはありますか。

瀧見副委員長 司会変わります。早川委員長。

早川委員長 先ほどの淡輪小学校の電車賃についてなのですけれども、これ多分3月議会の教育の場で私から質問させてもらい、後日また教育委員会のほうにお話しさせてもらった件ですけれども、私の場合は、中原委員がおっしゃっているようにみさき公園団地、みさき公園の周辺の方を対象にしたお話ではなく、あくまでも孝子地区に住まれている子どもを対象にしまして、それは孝子小学校が休止になったといういきさつがあるので、淡輪小学校はみさき公園に住んでいる方はもともと淡輪区域としてもともとそこに住まれている方なので、電車通学と分かっている住まれている方なので、少し孝子の方とニュアンスが違うかなと思ひ質問させてもらったのですけれども、今現在、恐らく10人程度ですか、今現役で孝子から通われている、それも子ども会議のほうでたしか傍聴に行かせてもらったときに保護者の方等、またその教育の場で多分出たご意見なので、それを吸い上げさせてもらってお話させてもらったのですけれども、その際も過疎地域です。

当時ちょっと覚えていたのですけれども、過疎の場所にある小学校の遠距離へ通う場合は、国からの補助金が半分出るとか、多分それが3キロ、4キロちょっ

と曖昧なのですが、そういったことも活用して何か検討いただけないかという要望をしていたのですけれども、そういったことも含めて、また要望として先に進めていただけたらと思います。

瀧見副委員長 司会戻します。

早川委員長 中原委員。

中原委員 ほかの質問をいたします。

支援教育就学奨励費補助金について忘れずに質問します。

決算書で言うと小学校費は207ページということです。さきほどの準要保護児童の件については小学校費の中でも中学校費の中でもあります、一括して聞かせていただいて、この支援教育就学奨励費についても小・中とありますけれども、それぞれお聞きしたいと思います。

小学校では何人がこの補助金を受けておられるか、中学校では何人かということをお聞きしたいということが一つです。それから、今年度受け取っている人も参考までにお聞きできたらと思うのですが。とりあえず昨年度、2022年度中の実績をお聞きしたいと思います。

早川委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 学校教育課の松井です。

対象人数ですけれども、令和4年特別支援教育援助費のほうです。小学生につきましては、対象者が20名、中学生が6となっております。今年度につきましては、申請書を9月の今申請を出しているところで回収しているところなんです。まだ人数が把握できていないので、すいません。申し訳ないですけどもお答えすることはできません。

早川委員長 中原委員。

中原委員 今年度については、また分かったらお聞きしたいと思うのですけれども、ちょっと心配しているのは、特別支援学級に在籍していた子が通級指導教室に通うようになって、その子の学級の席としては普通学級の席になってしまうという子が今年度から出ていると思うのです。だからその子は、この事業の対象ではなくなるということですよ。

減るのではないかとこののを少し心配していて、減りますかね。調査中だから分からない。対象に、通級指導学級に変わった子は、この制度の対象ではなくな

りますね。その確認をさせてください。

早川委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 学校教育課、松井です。

おっしゃるように対象が外れます。通級に行くことにより。

早川委員長 中原委員。

中原委員 今申請時期だということなので、数について結果が出たら個別に教えていただくことは可能でしょうか。

早川委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 教育委員会、松井です。

結果出次第報告させていただきます。

早川委員長 お願いします。

ほかに質疑ないですか。

中原委員。

中原委員 決算書の224、225ページの共同調理場費についてお尋ねいたします。

昨年度から2か所の調理場を1か所に統廃合という言葉が適切かどうか分かりませんが、1か所で運営するようになったかと思っています。その後の運営についてまた人の配置なども必要になった配置というか、お辞めいただくようなことも必要だったのかと思ったりして少し心配しているのですけれども、混乱だとかトラブルだとか運営が順調かどうかとか、そのあたりについてお聞きできたらと思っています。

奥野委員長 松井副理事。

松井教育委員会事務局副理事 すみません、大変失礼いたしました。

令和4年度ですね。4年度が10名で行ってます。11人の会計年度職員さんで10名でローテーションを組みながら出勤をしていただいております。すみません。

早川委員長 小川次長。

小川教育委員会事務局教育次長 教育次長の小川です。

昨年に比べて、会計年度職員の数が2名減少していますが、委員が懸念されている雇用の不安ということについても、一定ローテーションを交わすことで、その維持に努めているということと、職員数は変わってませんので実質2名減っ

たとしましても、運営上については影響はありません。

早川委員長 中原委員。

中原委員 いろいろ工夫をされて雇用と運営を続けておられるのだと思っています。

今後、学校の給食も請け負っている会社が破産の整理をされて、もう全国的に重大問題になっていますよね。あのニュースを受けて、私は岬町は直営で本当によかったなと思っているのです。

ですので、今の直営をしっかりと守りながら、運営を続けていただきたいと思っております。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 スクールカウンセラーの設置事業についてお聞きしておきたいと思います。お金もかかる場所ですけれども、努力して配置を続けておられるところと理解をしているのですが、予約がなかなか取れないとか、そういうことはありませんかという単純な質問です。

相談者はすごくいろいろな種類の相談者がいて、例えば不登校の子ども自身であったり親であったり、あとは先生も相談者であったりするわけです。だから相談機会をたくさん持つことが大事だと思っています。

幼稚園にもカウンセラーを配置、行ってもらったりして、非常にいろいろ細かく心を配っておられるのだろうと思っているのですが、悩みというのはできるだけ早く相談することが大事なので、そういう意味で相談したいのだけれど、いつ行けますかと連絡を例えばしたときとか予約を取ろうとしたときに、何か月も先になってしまうとかそんなことになっていないのだろうかとか、その心配があってお聞きするものです。

早川委員長 保田指導課長。

保田教育委員会事務局指導課長 指導課、保田です。

現在スクールカウンセラーの配置としましては、小学校と幼稚園で2名のスクールカウンセラーを配置しております。中学校につきましては、大阪府の派遣によるカウンセラーが1名いらっしゃいます。

予約状況ですけれども、年間この2名のスクールカウンセラーさんが各校にできるだけ週に1回配置できるように計画を立てておりますが、回数にも限度があ

りますので、2週間に1回になるときもございます。

先ほどおっしゃっていたように、やはり緊急性を伴うような相談事であったりすることであれば、スクールカウンセラーの勤務のお日にちプラスアルファで予備日を設けておりますので、そちらのほうで対応をしていただくということもしてはいます。

ただ、かなり先の予約まで待てないということにならないように、各学校では保護者の方の状況も聞き取りながら、できるだけ時間をとって対応するようには努めております。対応できております。

早川委員長 中原委員。

中原委員 重ねて対応できているということでお答えをいただきました。分かりました、それならいいです。

必要であったら人を増やす、回数を増やす、もちろんそこにはお金がついてきてしまうものでありますけれども、それが必要なかどうなのかなと思いましたが、工夫をしながら対応しているということだと思しますので、もしそういう必要が出てきたときには、ぜひ相談機会を増やすことを検討いただきたいと要望しておきたいと思います。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで教育費の質疑を終わります。

続いて、公債費に入ります。

決算書の228ページから229ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なしと認めます。

これで公債費の質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

決算書の228ページ、231ページをご覧ください。

ただし目4海釣り公園管理基金費、目5多奈川地区多目的公園管理基金費及び目7森林経営管理基金費は、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の230、231ページ、庁舎整備基金費についてお尋ねいたします。

庁舎整備のこの基金については、ほかの委員さんからも質問があったりする中ですので、私から余り細かくもどうかと思っているのですけれども、目標を具体的に持っておられるのかどうか、改めてお聞きしたいと思っています。

いつまでにいくらぐらい積み上げたいとか、そういう目標とか計画とかそういうことは持っておられるのかどうかと思ってお尋ねします。

早川委員長 西部長。

西総務部長 総務部の西です。

庁舎整備基金につきましては、議会一般質問等でもご質問いただいてご答弁させていただいてるところですけども、今庁舎にかかる費用につきましては、大体同規模の整備事例を参考に20から30億円程度の費用がかかると認識しております。起債等を除いてもやはり初年度に5億から10億円程度の一般財源が必要と見込まれておりますが、近年の建築物価の高騰もございまして、さらに事業費も上振れする可能性もあるかと考えております。

町財政に影響を及ぼすことなく事業を進めるためには、少なくとも初年度の一般財源を賄う程度の財源を基金で確保する必要があると考えております。ただ、基金の積み立てについては、毎年度の決算剰余金を活用して積立っていておりますので、その決算の状況によって積み立てられる額というのは変動してまいりますので、なかなか何年度で完了するというのはいきにくいところなんですけれども、我々としては5億から10億円程度、これぐらいの基金の積み立てがないと将来の財政への影響は大きいのではないかなと考えているところです。

中原委員 分かりました。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 質疑なし。これで諸支出金の質疑を終わります。

続いて、予備費に入ります。

決算書の230ページから231ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 予備費、議会費とあとは土木費の2項目で上がっているのですけれども、それぞれの内容について説明をお願いします。

早川委員長 内山副理事。

内山財政改革部副理事兼財政改革課長 財政改革部、内山です。

令和4年度の予備費の執行の状況ということになりますけれども、まず議会費につきましては、令和4年度で議会の補欠選挙がございましたので、その当選委員の防災服などへの一つ充用を行ったということがあります。あと、それと顧問弁護士への着手金ということでの充用も行いました。

次に、土木費のほうですけれども、土木費につきましては、第二阪和国道の国道の開通式がございまして、それらの消耗品等への充用を行ったということになっております。

早川委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 なし。これで予備費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対ですか。反対ではありません。

賛成討論。

早川委員長 竹原委員。

竹原委員 本日、総務文教委員会に所管される令和4年度の決算について審議に加わらせていただきました。

議会費を初め総務費、総務費の中でもいろいろ審議されておりましたが、人権協会に関わることや人権相談事業のことが出ておりました。しっかりと対応していただいている受け皿というのが見えてきております。必要なところに必要なものがついていると感じました。

そしてまた教育費におかれましても、各分野において丁寧な取組が見えました。どんどんと質のよい、そしてにぎやかになる町を目指して取り組んでいただきたいと思います。

そういった観点から、賛成討論とさせていただきます。

早川委員長 中原委員。

中原委員 総務文教委員会に久しぶりに加わらせていただきまして、いろいろ分かりました。

愕然としたのは、男女共同参画プランのことです。これはもうこの場では繰り返しません。けれども、こういうことが以後ないようにということと、それから、これから先に大いに生かしていただきたいと期待を込めて要望しておきたいと思います。

マイナンバー制度が徐々に進められておまして、国の計画どおりに進んでいるということなのだろうと思いますが、この点について私は異議を唱えるところはありませんが、なかなか一地方での抵抗というのは難しい面もございますので、これについては難しいところだと思っておりますが、危険性についてまた改めて本会議等で意見を申し上げたいと思っております。

前向きに評価できる予算の執行が多くあったと思います。給食費がコロナ対策として4月から9月については半額減免にとどまりましたが、10月からは全額免除という思い切った措置がとられました。

また、町民体育館の空調の設置や中学校の体育館の空調の設計等についても実証され、前向きな予算の執行があったというふうに認めますので、本委員会について決算審査においては賛同したいと思っております。

早川委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第1号「令和4年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

早川委員長 満場一致であります。

よって、認定第1号のうち、本委員会に付託された案件は認定することに決定しました。

認定第7号「令和4年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について」から、

認定第9号「令和4年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」までの3件を一括議題としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 それでは、認定第7号から認定第9号の3件については一括議題とします。本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

早川委員長 決算書の333ページから374ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

谷崎委員。

谷崎委員 343ページの財産費維持管理費の山林保全作業時報償費というのは、これはどういう方に払われているお金なのでしょうか。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 総務課、森です。

山林保全作業時報償費についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、財産区の管理会の委員の方に山林の保全をする草刈りですとかそういった作業をしていただいたときに、支出をしているものでございます。

早川委員長 谷崎委員。

谷崎委員 二つあって何日分かということですね。

以前議会で淡輪財産区で事故があったときに、道工委員でしたか、こういう作業は外注してはどうかという意見を申されておりましたが、そういうことについての検討はなされていないのでしょうか。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 総務課、森です。

回数としましては263回分ということで、ほぼ11カ月活動をされておりますので、月にすると一月当たり23.9回分程度支出しておるんですけども、こちら主に淡輪で言いましたら愛宕山の草刈りをしていただいているんですけども、遊歩道の草刈りですとかそういった形でしていただいております、大きな事故が起こるような作業はしていただけていないので、今のところは現状のまま

いきたいなと思っております。

谷崎委員 ありがとうございます。

早川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 343ページの節5災害補償費、こちら予算になかった項目ですけれども、ここで療養補償費として9万4,657円が支出されていますが、こちらについての内容を教えてください。

森総務部副理事 総務課の森です。

委員の質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、淡輪財産区の管理会の委員の皆様が作業時にちょっとけがをされた事例がありまして、一つは、ちょっと鎌で左の薬指を裂創したということでその件が1件、それともう一つは、作業中にスズメバチに刺されて救急搬送されたというところでその医療費相当分を支出しております。

早川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 財産区の会計については、それぞれの財産区の管理会の委員さんが確認もされておりますし、なかなか外からいろいろなことを言っていくのはいかがかと以前から思っはいたのですけれども、参考までにお尋ねします。

決算書の339ページのこれは淡輪の財産区なのですが、土地貸付け収入というのが一番上のほうに項目がございます。参考までにお聞きしますが、淡輪財産区における土地貸付け収入というと、どの場所になるのかと。淡輪財産区はその収入をどうやって生むのかというのがあるので、貸し付けて収入が入るといのはどこのことなのかお聞きしたいと思います。

早川委員長 森副理事。

森総務部副理事 総務課の森です。

中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

淡輪財産区の土地貸付け収入につきましては、愛宕山の中で宅地として使用されているところの賃料という形になっております。

中原委員 分かりました。

早川委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 これで3件についての質疑を終わります。

続いて、認定第7号「令和4年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について」
討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第7号「令和4年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について」、原案
のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

早川委員長 満場一致であります。

よって、認定第7号は本委員会において認定することに決定しました。

続いて、認定第8号「令和4年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について」
討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

認定第8号「令和4年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について」、原案
のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

早川委員長 満場一致であります。

よって、認定第8号は本委員会において認定することに決定しました。

続いて、認定第9号「令和4年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定につい
て」討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

認定第9号「令和4年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

早川委員長 満場一致であります。

よって、認定第9号は本委員会において認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件8件については全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で本委員会所管の事項で何かございませんか。

(「なし」の声あり)

早川委員長 本日の審議経過並びに結果については、次の本議会において委員長報告を行います。委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで総務文教委員会を閉会します。ありがとうございました。

(午後 4時13分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和5年9月13日

岬町議会

委 員 長 早 川 良